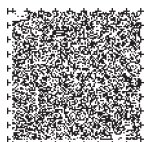


別府市障がい者計画

平成23年3月

別 府 市



ご あ い さ つ

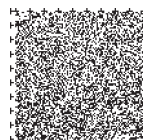
本市では、「別府市総合計画」をまちづくりの柱とし、「別府市障害者計画」に沿って、ノーマライゼーションの理念に基づき、市民、行政、事業者等が協働して、障がいのある方が社会の一員として「住みなれた地域で安心して快適な暮らしができる共生社会の実現」をめざし、総合的な障がい者施策を推進しているところです。



国においてはいま、障がいのある方のニーズや社会情勢など障がいのある方を取り巻く環境が大きく変化する中、「障害者自立支援法」を抜本的に見直し、新たな制度の構築が検討されております。

また、2006年に国連総会において採択された「障害者権利条約」への署名を行い、現在、その批准に必要な国内法の整備を始めとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組んでおり、障害者差別禁止法の制定等について精力的な審議を行っているところであります。

このような障がい者施策の大きな変革の時代にあって、多岐にわたる分野の施策を横断的に実効性のあるものとして推進していくため、障がいのある方を特別な人と見るのではなく、普通に快適な生活ができるように、そして共に生きることはあたり前のことであるノーマライゼーションの理念のもとに、新たな「別府市障がい者計画」を策定いたしました。



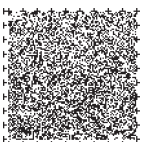
本計画は、前計画の「住みなれた地域で安心して快適な暮らしができる共生社会の実現」を基本理念として継承し、さらに「いきいきと生活し、希望や夢や生きがいを持って暮らしていける自立生活の実現」をめざし、障がい福祉施策を推進していく上での指針を定めるものです。

今後は、本計画に沿って、さらに自立と共生の理念の下に、各般にわたる障がい者施策の推進を図ってまいりますので、より一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「別府市障害者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成23年3月

別府市長 浜 田 博



目 次

はじめに

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

I. 計画の基本的な方針

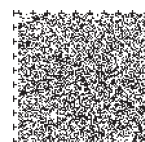
1. 計画の基本理念	3
2. 施策展開の基本的指針	4
3. 計画の推進	5

II. 障がい者等の動向

1. 障がい者等の状況	7
2. 実態調査	12
(1) 調査概要	12
(2) 調査結果	13
3. ヒアリング結果のまとめ	24

III. 施策の現状と課題及び今後の方向

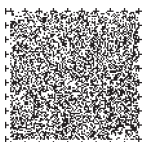
計画の施策体系	27
1. 相互理解の促進	28
(1) 啓発・広報の推進	28
(2) 福祉教育の推進	30
(3) 交流とふれあいの推進	32
2. 生活支援	35
(1) 相談支援体制の整備	35
(2) 在宅福祉の充実	37
(3) 情報・コミュニケーションの支援	43
3. 生活環境	45
(1) 総合的な推進	45
(2) 住宅・公共的施設の整備	47
(3) 移動・交通手段の確保	49
(4) 防災・防犯対策の推進	51



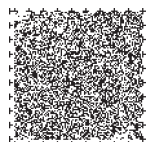
4. 雇用・就労	54
(1) 総合的な支援施策の推進	54
(2) 雇用の安定と職域の拡大	56
5. 保健・医療	58
(1) 健康づくりの推進	58
(2) 医療サービスの充実	60
6. 保育・教育	62
(1) 障がい児保育・療育の充実	62
(2) 特別支援教育の充実	65
7. 芸術文化・スポーツ	68
(1) 芸術・文化活動の振興	68
(2) スポーツ・レクリエーションの振興	70
8. 権利擁護	72
(1) 障がい者の権利擁護の推進	72
参考資料	75
1. 実態調査結果（グラフ編）	75
2. 別府市障害者自立支援協議会設置要綱	90
3. 別府市障害者自立支援協議会委員名簿	92

この計画書は、視覚に障がいのある人のために、活字文書読上げ装置の音声コードを基本的に各頁にプリントしていますが、音声コードに格納できる字数が限られているため、その制限に従い編集をしています。

なお、この音声コードは、この計画書の片面だけではなく、両面にわたって格納しているページもありますことをご了承ください。



はじめに



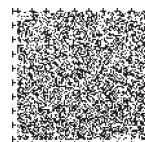
1. 計画策定の背景と趣旨

国においてはこれまで、昭和 57 年の「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障がい者施策に関する長期計画を策定し、つづいての新長期計画では「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年戦略）」において重点施策の具体的な推進を図りました。つづいて平成 14 年には、それまでのリハビリテーション及びノーマライゼーションの理念を継承するとともに、障がい者の社会参加、社会参画に向けた施策の一層の充実を図るため、「障害者基本計画」（平成 15 年度～平成 24 年度）を策定し、同時に「重点施策実施 5 か年計画」（平成 15 年度～平成 19 年度）により 5 か年間に於いて重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を定めました。つづいての「重点施策実施 5 か年計画」（平成 20 年度～平成 24 年度）においては、それまでに行われた法制度の改正の執行状況等を踏まえ、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に真に寄与するための施策を展開してきました。

大分県においては、昭和 56 年度に「障害者対策に関する大分県長期行動計画」を策定し、平成 6 年度には第 2 期の基本計画として「障害者施策に関する新大分県長期行動計画」を策定し、また、第 3 期の基本計画として平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間に於いて計画期間とする「大分県障害者基本計画」を策定しています。

さて本市ではこれまで、昭和 48 年に「身体障害者福祉モデル都市」、平成 4 年には「住みよい福祉のまちづくり」の指定を受け、障がいのある人のため、生活環境の改善等に取り組んできました。また、平成 10 年には第 1 期の「別府市障害者計画」、平成 17 年には第 2 期の「別府市障害者計画」を策定し、ライフステージのすべての段階において障がいのある人もない人も快適に生活し、活動できる社会をめざすノーマライゼーションの理念のもと、各般にわたる障がい者施策の総合的推進を図ってきました。

そしていま、障がい者施策は大きな変革のときを迎えています。



国において、「障害者自立支援法」を抜本的に見直し、新たな法の制定について検討をつづけています。平成 22 年 12 月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、利用者負担の見直し、障がいの範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実等が図られました。

こうした障がい者施策の大きな転換期において、多岐にわたる分野の施策を横断的に実効性のあるものとして推進していくため、障がいのある人を特別な人と見るのではなく、普通に快適な生活ができるように、そして共に生きることはあたり前のことであるノーマライゼーションの理念のもとに、新たな「別府市障がい者計画」を策定するものです。

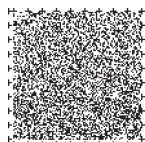
2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 9 条によって規定される、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とした、市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画である市町村障害者計画です。また、この計画は、本市において推進すべき、障がい者のための施策の基本的方向や実施方策を、総合的に進めていくための基本方針となるものです。

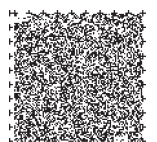
計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び大分県障害者基本計画を基本に、上位計画にあたる別府市総合計画をはじめ、本市の福祉分野の関連計画との整合性を保つものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 4 年間とします。



I . 計画の基本的な方針



1. 計画の基本理念

(1) 自立生活の実現

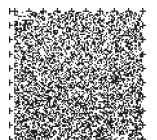
障がいのある人の自立支援に向けては、障がいの種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた福祉サービス等の格差解消や実施主体の一元化とともに、利用者自らが福祉サービスを選択できる新しい仕組みの導入など、様々な改善がなされてきました。

そのような状況において本市では、人口が減少する中で、障がい者数は年々増加傾向にあり、障がいのある人が地域の中で自立して、日常生活や社会生活を送ることができるよう支援することが求められています。

これらのことから、障がいのある人が、身近な地域で安心していきいきと生活し、自らの希望や夢や生きがいを持って暮らしていけるよう、一人ひとりの自立生活の実現をめざします。

(2) 共生社会の実現

障がいのある人の権利擁護を推進するとともに、「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「情報のバリア」、「心のバリア」を取り除き、障がいのある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそあたり前の社会であるというノーマライゼーションの理念を更に浸透させ、共生社会の実現をめざします。



2. 施策展開の基本的指針

（１）相互理解と権利擁護の推進

関係機関等と連携し、福祉教育の推進、交流とふれあいの機会の推進、ボランティア活動の推進、障がい者団体等の活性化、権利擁護や権利行使を支援し、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現をめざします。

（２）環境整備と住まい・働く場の確保

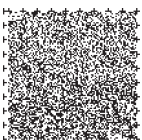
バリアフリー環境の整備、ユニバーサルデザインの普及を推進し、様々な活動に支障なく参加できるよう安全な交通を確保し、移動支援の充実を図るとともに、防災・防犯対策の充実を図り、また、住まい・働く場を確保することにより、自立生活の実現、共生社会の実現をめざします。

（３）健康づくりと充実した教育の推進

障がいの原因となる疾病等を予防し、早期発見するため、人生の各段階の健康づくりについて具体的にその取り組みを支援し、また医療サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細やかな保育・教育を実施し、自立生活の実現をめざします。

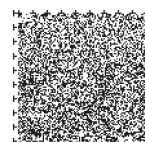
（４）人生の各段階・生活の各場面における総合的支援

障がいのある人とその保護者が生活していくうえで、ライフサイクルを通じて様々な分野や場面において生じる、問題や障壁について、相談支援体制の充実、また在宅福祉サービスの更なる充実により、可能な限りのきめ細やかな支援を実施し、自立生活の実現、共生社会の実現をめざします。



3. 計画の推進

- (1) 障がい者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、文化、スポーツ、まちづくりなど多くの分野での取り組みが必要とされています。多岐にわたる分野の施策を横断的に実効性のあるものとして推進していくため、関係各課の連携を一層強化し、障がい者施策の総合的な取り組みを行います。
- (2) 人生の各段階や生活の様々な場面において、きめ細やかな一貫したサービスを提供できるよう、県、関係機関、事業所などとの連携を一層強化し、地域における総合的な支援を行います。
- (3) この計画の推進にあたっては、「別府市障害者自立支援協議会」に計画の推進状況等を報告し、その意見を踏まえ、次期計画に反映します。
- (4) 計画については、国の施策の見直し等の状況変化を受け、必要に応じ見直しを行います。



Ⅱ．障がい者等の動向

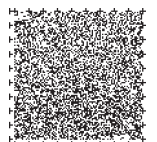


計画策定にあたり、市民の考えや気持ちを計画に反映させるため、障がいのある人と障がいのない人への市民調査を実施いたしました。無作為に抽出したそれぞれ 1,000 人にアンケート票を送付し、多くの人から回答をいただきました。また、自由意見欄を設けたことから、様々なご意見をいただき、障がいや障がいのある人に対する考えや気持ち、障がいのある人の切実な思いなどを直接受け取ることができました。

また、市内の主な、障がい者福祉施設、特別支援学校、障がい者就労支援機関、障がい者団体等にヒアリングを実施し、障がい者福祉施策のこれからの方向について貴重なご意見をいただきました。

さらに障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 1 号に掲げる事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として設置している「別府市障害者自立支援協議会」の委員の皆様からも計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました。

これらの考えや気持ち、切実な思いや意見などを、可能な限り計画に反映し、また今後、施策を展開する際の重要なポイントとして障がい者福祉施策を構築してまいります。アンケートにご協力をいただきました市民の皆様、委員の皆様、その他ご協力を賜りました皆様に厚くお礼を申し上げます。



1. 障がい者等の状況

(1) 本市の人口

本市の人口の推移をみると、平成11年度の125,195人から平成21年度の120,623人と10年間で4,572人減少しています。

一方、世帯数の推移をみると、平成11年度と比較して3,017世帯の増加であり、核家族化の伸展がみられます。

なお、本市の総人口と身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数の関係性をみると、平成16年度では6.3%、平成21年度では7.1%となっています。

<人口及び世帯数の推移>

(単位:人)

年度	世帯数	男性	女性	総人口
平成11年度	55,898	56,861	68,334	125,195
平成16年度	57,445	56,097	66,833	122,930
平成21年度	58,915	55,167	65,456	120,623

注)数値は各年度末

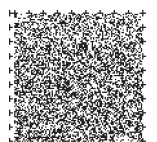
<総人口に占める障がい者の割合>

(単位:人)

年度	総人口	計	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	総人口に 占める 障がい者の 割合
平成11年度	125,195	6,748	6,205	543	*	—
平成16年度	122,930	7,751	6,803	694	254	6.3%
平成21年度	120,623	8,546	7,072	823	651	7.1%

注)数値は各年度末

注)*はデータなし



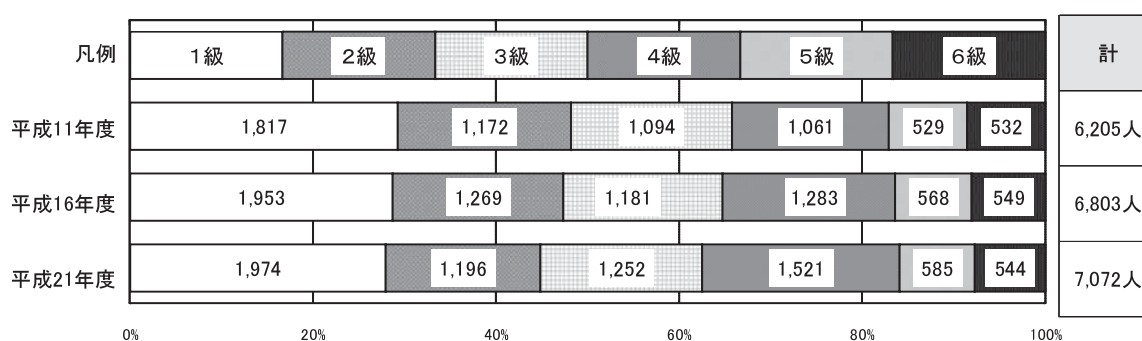
（２）身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 11 年度の 6,205 人から平成 21 年度の 7,072 人と 10 年間で 867 人増加しています。

障がい等級別にみると、いずれの等級も増加傾向にあり、特に「４級」の増加が目立っています。なお、平成 21 年度における『重度』の割合は 44.8%となっています。

障がい種別でみると、平成 21 年度では「肢体」が 3,979 人、「内部」が 1,786 人と多く、あわせて全体の 81.5%を占めています。

＜身体障害者手帳所持者の推移（障がい等級別）＞

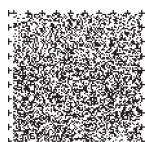


＜身体障害者手帳所持者の推移（年代別・障がい種別）＞

（単位：人）

年度	年齢区分	視覚	聴覚	平衡 音声言語	肢体	内部	計
平成11年度	18歳未満	8	11	1	79	32	131
	18歳以上	760	571	79	3,260	1,404	6,074
	計	768	582	80	3,339	1,436	6,205
平成16年度	18歳未満	6	15	0	70	34	125
	18歳以上	722	558	104	3,677	1,617	6,678
	計	728	573	104	3,747	1,651	6,803
平成21年度	18歳未満	6	20	1	97	28	152
	18歳以上	641	528	111	3,882	1,758	6,920
	計	647	548	112	3,979	1,786	7,072

注)数値は各年度末



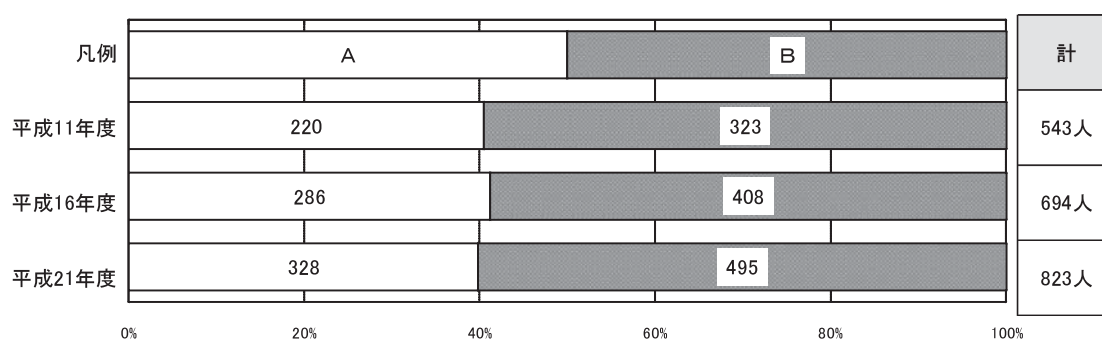
（３）知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 11 年度の 543 人から平成 21 年度の 823 人と増加傾向がみられます。

障がい程度別にみると、いずれの年度においても「B」が「A」を上回っています。

年代別にみると、「18 歳未満」では平成 11 年度の 121 人から平成 21 年度の 215 人と、約 2 倍の伸びとなっています。

＜療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）＞

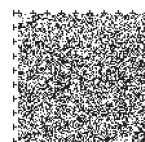


＜療育手帳所持者数の推移（年代別・障がい程度別）＞

（単位：人）

年度	年齢区分	A	B	計
平成11年度	18歳未満	55	66	121
	18歳以上	165	257	422
	計	220	323	543
平成16年度	18歳未満	83	85	168
	18歳以上	203	323	526
	計	286	408	694
平成21年度	18歳未満	92	123	215
	18歳以上	236	372	608
	計	328	495	823

注)数値は各年度末

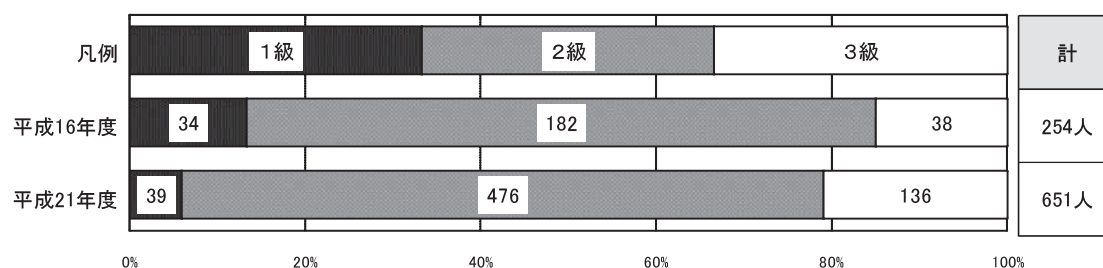


（４）精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 16 年度の 254 人から平成 21 年度の 651 人と約 2.5 倍の増加となっています。

障がい等級別にみると、平成 21 年度では「2 級」が 476 人（73.1%）で最も多いものの、「3 級」の増加が顕著です。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞



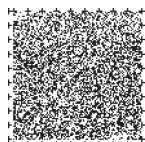
自立支援医療（精神通院）公費負担対象者数の推移をみると、平成 11 年度の 629 人から平成 21 年度は 1,578 人と、2.5 倍の増加となっています。

＜自立支援医療（精神通院）公費負担対象者数の推移＞

（単位：人）

年度	入院	通院	通院のうち 公費負担	計
平成11年度	595	2,256	629	2,851
平成16年度	603	2,762	1,139	3,365
平成21年度	532	3,694	1,578	4,226

注）各年6月30日現在



（５）障がい者数の数値予測

障がい者数の数値予測にあたっては、過去の障がい者数の推移を参考にしながら推計しました。

＜障がい者数の数値予測＞

（単位：人）

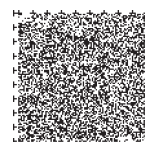
年度	将来推計人口	計	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	総人口に 占める 障がい者の 割合
平成23年度	124,125	8,831	7,171	866	794	7.1%
平成24年度	123,213	9,151	7,271	911	969	7.4%
平成25年度	122,301	9,513	7,373	958	1,182	7.8%
平成26年度	121,389	9,926	7,476	1,008	1,442	8.2%
平成27年度	120,671	10,400	7,581	1,060	1,759	8.6%

注）将来推計人口は、「別府市総合計画(H23～H32)」より掲載

＜身体障がい者数の数値予測＞

（単位：人）

年度	年齢区分	視覚	聴覚	平衡 音声言語	肢体	内部	計
平成23年度	18歳未満	7	16	1	88	34	146
	18歳以上	763	594	104	3,861	1,703	7,025
	計	770	610	105	3,949	1,737	7,171
平成24年度	18歳未満	7	16	1	89	34	147
	18歳以上	774	603	106	3,914	1,727	7,124
	計	781	619	107	4,003	1,761	7,271
平成25年度	18歳未満	7	17	1	90	36	151
	18歳以上	785	611	107	3,968	1,751	7,222
	計	792	628	108	4,058	1,787	7,373
平成26年度	18歳未満	8	17	1	91	35	152
	18歳以上	796	620	109	4,023	1,776	7,324
	計	804	637	110	4,114	1,811	7,476
平成27年度	18歳未満	8	17	1	92	36	154
	18歳以上	807	628	110	4,081	1,801	7,427
	計	815	645	111	4,173	1,837	7,581



2. 実態調査

(1) 調査概要

調査の目的

①障がいのない人への市民調査

「別府市障がい者計画」の策定に伴い、障がいのない人へ、障がいについての意識を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②障がいのある人への市民調査

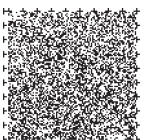
「別府市障がい者計画」の策定に伴い、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の考えや生活実態について調査し、意見を反映することを目的として実施しました。

調査の方法

配布・回収方法 : 郵送調査
抽出方法 : 無作為抽出
調査方法 : 質問紙による自記入式
調査期間 : 平成 22 年 10 月

【配布・回収状況】

調査の種類	調査対象者	配布数	回収数	回収率
①障がいのない人への市民調査	障がい者の手帳を所持していない市民	1,000	468	46.8%
②障がいのある人への市民調査	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民	1,000	584	58.4%

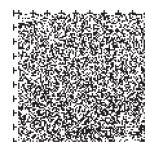


(2) 調査結果

①障がいのない人への市民調査の結果

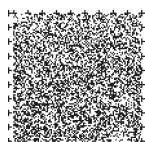
【障がい者福祉について】

項目	内 容	参考 ページ
障がい者福祉 への関心度 (問 5)	障がい者福祉について、8 割弱 (78.0%) が『関心がある』と回答しており、性別にみると女性の方が関心の高い人が多い傾向がみられます。また、年齢が高い方、周囲に介護を必要とされる方がいらっしゃる方で関心度は高い傾向がみられます。	P75
関心のある理由 (問 5-1)	障がい者福祉への関心のある方にその理由を尋ねたところ、「テレビや新聞等で障がいのある方に関することを見聞きするから」と「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある方がいるから」などをあげた人が多い傾向がみられます。また、年代別にみると、60 代と 70 代の高齢者層で「特に理由はないが、以前から福祉について関心を持っているから」と回答した人の割合が、3 割前後を占めて高くなっています。	P75
障がいの ある方への 手助けの経験 (問 4)	障がいのある方への手助けの経験については、「席をゆずった」、「車いすを押したり、持ち上げるのを手伝った」、「荷物を持ってあげた」は 3 割を超え、比較的多くの人が経験しています。また、「荷物を持ってあげた」や「食事や総菜をもっていった」は女性の方が男性よりも経験している人は多いようです。 年代別にみると、「様子を見に行ったり、声をかけた」や「食事や総菜などをもっていった」は、30 代から 60 代では年代が高くなるほど多い傾向がみられます。 また、障がい者福祉に関心が高い人ほど、手助けの経験のある人は多い傾向がみられます。	P76
障がい者福祉に 関する用語の 認知状況 (問 6～問 9)	障がい者福祉に関する用語の認知状況を尋ねたところ、「バリアフリー」の認知度は 8 割を占めて最も高くなっています。一方、「ノーマライゼーション」、「障害者週間」、「ユニバーサルデザイン」は「知らない」が約半数を占め、認知度は低くなっています。特に障害者週間は「知っている」が 9.4%と最も低くなっています。	P76



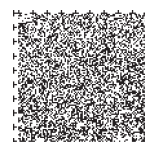
【ボランティア活動について】

項目	内 容	参考 ページ
ボランティア活動への関心度 (問 10)	ボランティア活動への関心度を尋ねたところ、67.8%が『関心がある』と回答しており、過半数以上を占めており、性別にみると、女性の方が関心が高い傾向がみられます。 また年代別にみると、30代から60代までは年代が高くなるほど関心が高い人が多くなる傾向がみられます。	P77
ボランティア活動の経験 (問 11)	約4割の人がボランティア活動の経験があると回答しており、特に20代では6割以上と過半数を占めています。	P77
ボランティア活動の内容 (問 11-1)	活動内容は、「バザー・イベント等での手伝い」が最も多く、次いで「施設での手伝い」、「募金活動の手伝い」の順となっています。	P77
ボランティア活動についての考え (問 11-2)	ボランティア活動をしていない人に、ボランティア活動についての考えを尋ねたところ、「活動したい気持ちはあるが、時間的な余裕がない」が最も多く、次いで「活動したい気持ちはあるが、健康に自信がないので難しい」、「活動したい気持ちはあるが、活動方法や行事の種類などがわからない」の順となっています。	P77



【差別や偏見について】

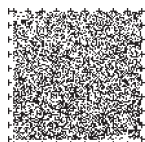
項目	内 容	参考 ページ
身近な社会での 障がい者への 差別や偏見の 存在（問 12）	身近な社会での障がい者への差別や偏見の存在を尋ねたところ、21.2%の人が『ある』、42.7%の人が『多少ある』と回答しており、特に男性に多い傾向がみられます。 また、年代が低くなるほど差別や偏見があると回答した人が多くなっています。	P78
「障害者」 という 表記について （問 13）	「障害者」という表記については、『否定的なイメージ』を持つ人が52.2%と半数を占めており、若干ではありますが女性の方が多い傾向がみられます。 また、身近に介護を必要とする方がいらっしゃる人の方が、『否定的なイメージ』を持っている人が多いようです。	P78
「障害者」 という表記の 変更の必要性 （問 14）	「障害者」という表記の変更の必要性を尋ねたところ、全体としては「必要がある」と回答した人は 43.6%と、「必要がない」（53.6%）を下回っていますが、年代別にみると 20 代から 50 代で半数程度を占めており、中高年以下の年齢では変更の必要があると考えている人が比較的多いようです。 また、身近に介護を必要とする方がいらっしゃる人の方が、表記の変更の必要性を感じている人は多いようです。	P78
「障害者」に 代わる、適当と 思われる表記 （問 14-1）	「障害者」に代わる適当と思われる表記としては、「わからない」と回答した人が半数を占めていますが、「障がい者」（22.5%）が最も多くなっています。また、「その他」の回答では、「ハンディキャップ」などカタカナ表記を提示した人が比較的多い傾向がみられます。	P79
障がい者に 対する理解を 促進するために 必要な取り組み （問 15）	障がい者に対する理解を促進するために必要な取り組みを尋ねたところ、「子どもに対する福祉教育に力を入れる」、「障がいのある児童生徒とない児童生徒との交流教育を促進する」、「スポーツ、レクリエーションなどを通じてふれあいの機会を増やす」などは 4 割を超えており、子どもの頃からの交流、ふれあいが必要と考える人が多いようです。	P79



②障がいのある人への市民調査の結果

【生活について】

項目	内 容	参考 ページ
現在の生活場所 (問 5)	現在暮らしている場所は、「持ち家（マンション含む）」が 45.4%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅」（25.3%）、「公営住宅」（10.1%）の順となっています。	P80
世帯構成 (問 6)	世帯構成についてみると、「二世帯」が 30.5%と最も多く、次いで「夫婦のみ」（22.4%）、「ひとり暮らし」（18.0%）の順となっています。	P80
今後 暮らしたい 場所 (問 7)	①今後暮らしたい場所 今後暮らしたい場所についてみると、「現在と同じ場所」が 70.0%を占めており、ほとんどの人が現在暮らしている場所と同じ場所で将来的にも暮らしたいと考えていることがわかります。 ②現在と違う場所と回答した人の希望する場所 現在と違う場所と回答した人の希望する場所についてみると、「本人または家族の持ち家、アパート」（58.2%）が過半数を占めて最も多く、次いで「福祉施設」（24.1%）となっています。	P80
収入 (問 8)	現在どのような収入で生活しているか尋ねたところ、「自分の収入のみ」（43.0%）が最も多く、次いで「自分の収入と家族の援助」（26.4%）、「生活保護」（13.2%）の順となっています。 障がい児・者別にみると、障がい児では「すべて家族の援助」（82.9%）が 8 割を超えています。	P80
日常生活に おける介助の 必要度 (問 9)	「掃除」、「買い物」、「外出」は『介助が必要』と答えた人が 4 割以上と多くなっています。	P80
現在の住まいで 改造したい ところ (問 10)	現在の住まいで改造したい箇所は、「風呂場」（17.6%）、「トイレ」（14.7%）、「玄関・出入り口」（9.9%）の順となっています。	P81
困ったり、 不安に思っ ていること (問 11)	障がいや生活のことなどで困ったり、不安に思っていることがあるか尋ねたところ、「健康や医療のこと」（49.1%）の割合が最も高く、次いで「老後のこと」（43.8%）、「経済的なこと」（42.8%）の順となっており、これらについては 4 割を超えています。	P81
相談相手 (問 12)	障がいや生活などについての相談相手について尋ねたところ、「病院」と「市役所の窓口」は 3 割以上を占めています。 障がい児・者別にみると、障がい児は「病院」と「保育所・幼稚園・学校」が約 6 割を占めて高くなっています。	P81



【医療機関への受診状況について】

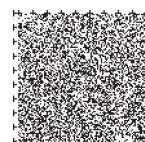
項目	内 容	参考 ページ
現在の医療機関 への受診状況 (問 13)	現在の医療機関への受診状況をみると、「通院している」が約 7 割を占めています。	P81
平成 22 年 9 月の 医療費の 自己負担額 (問 14)	現在医療機関へ受診している人の平成 22 年 9 月の医療費の自己負担額をみると、「2 千円～5 千円未満」(20.8%)が最も多く、次いで「0 円」(19.1%)、「1 万円～3 万円未満」(18.0%)の順となっています。	P81

【介助者について】

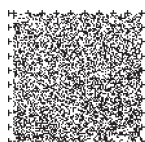
項目	内 容	参考 ページ
主な介助者 (問 15)	主な介助者について尋ねたところ、「配偶者」(22.6%)の割合が最も高く、次いで「親」(20.9%)、「ヘルパーなど介護職員」(8.6%)の順となっています。また「介助は必要ない」と回答した人は 21.9%となっています。障がい児・者別にみると、障がい児は「親」が 82.9%と大半を占めています。	P82
主な介助者の 悩みや問題点 (問 16)	主な介助者の悩みや問題点は「本人の将来に不安がある」、「介助者の健康に不安がある」、「疲れる」、「主な介助者が高齢で将来に不安がある」など、介助者の健康や体力に関する項目が多くあげられています。	P82

【教育・仕事について】

項目	内 容	参考 ページ
平日の過ごし方 (問 17)	平日の日中の過ごし方について尋ねたところ、「主に自宅」(47.6%)が最も多く、次いで「働いている」(20.5%)、「福祉施設に通所・入所」(13.5%)の順となっています。障がい児・者別にみると、障がい児は大半が就学(園)していると回答しています。	P82
就労形態 (問 18)	「働いている」と回答した人に就労形態について尋ねたところ、「会社員・公務員」(35.0%)が最も多く、次いで「パートタイム、アルバイト」(23.3%)、「授産施設・作業所など」(20.8%)の順となっています。	P82
仕事をみつけた 場所 (問 19)	「働いている」と回答した人に仕事をみつけた場所について尋ねたところ、「自分で探した」(24.2%)が最も多く、次いで「ハローワーク」(12.5%)、「障害者職業センター」(9.2%)の順となっています。	P82



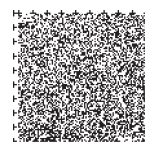
項目	内 容	参考 ページ
仕事による 年間の収入 (問 20)	「働いている」と回答した人に、仕事による年間の収入を尋ねたところ、「20 万円～100 万円未満」(28.3%)、「100 万円～300 万円未満」(27.5%)で全体の 5 割以上を占めています。	P83
自宅にいる理由 (問 21)	「主に自宅にいる」と回答した人に自宅にいる理由を尋ねたところ、「病気のため」(35.6%) が最も多く、次いで「高齢のため」(24.1%)、「障がい重い ため」(12.9%) の順となっています。なお、「自分にあった仕事がないため」(6.5%)、「近くに働く場所がないため」(2.5%)、「雇用してもらえないため」(1.8%) など就労意向があるにもかかわらず、自宅にいる人が 1 割以上みられます。	P83
今後の希望 (問 22)	今後の希望について尋ねたところ、「現在のままでよい」(30.4%) と回答した人が最も多く、次いで「就職したい」(7.6%)、「進学したい」、「作業所などに通いたい」(いずれも 7.0%) の順となっています。 障がい児・者別にみると、障がい児では「進学したい」が 31.4%を占めて最も多くなっています。	P83
日中活動の場について 困っていること (問 23)	日中活動の場について困っていることを尋ねたところ、「学校、職場、施設での人間関係が難しい」(6.5%) の割合が最も高く、次いで「賃金や待遇が不満」(4.3%)、「学校、職場、施設での理解や配慮が足りない」(3.1%) などの順となっています。	P83
障がいのある 人が働くために 必要な条件 (問 24)	障がいのある人が働くために必要な条件について尋ねたところ、「障がい者を対象とした雇用の場（福祉工場など）をつくる」(18.5%) の割合が最も高く、次いで「企業などが、もっと積極的に障がい者を雇用する」(18.3%)、「障がい者に対する職場の理解を深める」(17.3%) の順となっています。	P83
障がいがある 子どもの義務 教育について (問 25)	障がいがある子どもの義務教育について尋ねたところ、「障がいに応じた専門的な教育が必要」(25.0%) が最も多く、次いで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度が必要」(17.0%)、「障がいがある子とない子の交流が必要」(10.8%) の順となっています。	P84



項目	内 容	参考 ページ
早期発見、早期療育、早期医療を充実させるために必要なこと (問 26)	早期発見、早期療育、早期医療を充実させるために必要なこととしては、「医療費の助成」(29.3%)の割合が最も高く、次いで「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」(24.7%)、「医療機関等の療育機能を充実させる」(19.7%)、「乳幼児の健康診査を充実させる」(17.8%)の順となっています。	P84
幼稚園、保育所、学校に望むこと (問 27)	幼稚園、保育所、学校に望むことについて尋ねたところ、「能力や障がいの状態に応じた専門的な指導をしてほしい」(38.2%)の割合が最も高く、次いで「まわりの子供達の理解を深めるような交流の機会を増やしてほしい」(23.8%)、「相談体制を充実させてほしい」(19.3%)の順となっています。	P84

【余暇・社会参加について】

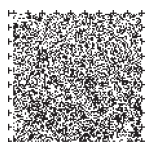
項目	内 容	参考 ページ
社会活動等への参加状況 (問 28)	社会活動等への参加状況についてみると、「活動していない」が45.0%を占めて群を抜いています。参加している内容についてみると、「旅行」(17.5%)の割合が最も高く、次いで「趣味やサークル活動」(17.0%)の順となっています。	P84
自由時間に今後も続けたいこと、新しくやりたいこと (問 29)	休日などの自由時間に、今後も続けたいこと、新しくやりたいことについて尋ねたところ、「旅行」(34.2%)の割合が最も高く、次いで「趣味やサークル活動」(25.9%)となっています。なお「特にない」と回答した人の割合は29.6%となっています。	P84
近所づきあい (問 30)	近所づきあいについて尋ねたところ、「あいさつを交わす程度」が40.2%と最も多く、次いで「ほとんど付き合いはない」(20.2%)、「ときどき世間話をする」(17.3%)、「日常親しく付き合っている」(14.6%)の順となっています。 障がい児・者別にみると、障がい者の方が近所づきあいが頻繁な傾向がみられました。	P85
地域や社会活動に参加するために必要なこと (問 31)	地域や社会に積極的に参加するために必要なことについて尋ねたところ、「電車やバスなどの移動手段や道路・歩道を整備し外出しやすくする」(29.1%)の割合が最も高く、次いで「障がい者が働ける場をふやす」(22.9%)、「障がい者が使いやすいよう公共施設や商店などの改善・整備の促進」(14.9%)の順となっています。	P85



項目	内 容	参考 ページ
利用しやすいと感じた市立施設 (問 32)	利用しやすいと感じた市立施設を尋ねたところ、「利用したことがない」が 40.6%と最も高くなっていますが、回答があったところについてみると、「市営温泉」(15.2%) が最も高く、次いで「べっぴアリーナ」(11.5%)、「図書館」(9.8%) の順になっています。	P85

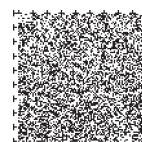
【外出について】

項目	内 容	参考 ページ
外出時の 交通手段 (問 33)	外出時の交通手段について尋ねたところ、「自動車（家族などが運転）」(40.1%)の割合が最も高く、次いで「バス」(38.0%)、「タクシー」(29.6%)の順となっています。	P85
外出の目的 (問 34)	外出の目的について尋ねたところ、「病院への通院」(61.3%) の割合が最も高く、次いで「買い物」(60.1%) と続いており、この 2 つが過半数を占めています。	P85
公共交通機関を 利用する際の 困難点 (問 35)	公共交通機関を利用する際に、利用しにくい点を尋ねたところ、「階段・段差が多い」(30.8%) の割合が最も高く、次いで「トイレが使いにくい」(16.4%)、「エレベーターがない」(13.2%) の順となっています。	P86
歩道などを歩く 際に感じるこ と (問 36)	歩道などを歩く際に感じることを尋ねたところ、「歩道が狭い」(36.0%) の割合が最も高く、次いで「自動車の往来が激しく危険」(30.1%)、「歩道と車道の段差が大きい」(21.7%)、「歩道がない」(21.4%) の順となっています。	P86
商店街などを 歩く際に 感じるこ と (問 37)	商店街などを歩く際に感じることを尋ねたところ、「歩道に腰掛けて休む場所があると便利」(39.0%) の割合が最も高く、次いで「自動車の通行が怖い」(24.3%)、「自転車がスピードを出すので怖い」(20.2%) の順となっています。	P86
外出で困る こと、外出 できない理由 (問 38)	外出で困ることや外出できない理由について尋ねたところ、「外出すると疲れる、体力に自信がない」(30.5%) の割合が最も高く、次いで「疲れた時に休む椅子、場所（公園など）がない」(25.5%)、「交通費など、経済的に余裕がない」(18.8%) などの順となっています。	P86



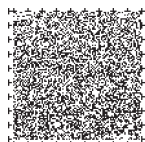
【災害時の対応について】

項目	内 容	参考 ページ
災害時における ひとりでの避難 (問 39)	災害時にひとりで避難ができるか尋ねたところ、「できない」(38.2%)が「できる」(34.6%)を上回っています。 障がい児・者別にみると、「できない」と回答した人の割合は障がい児(77.1%)が障がい者(35.7%)を大きく上回っています。	P86
災害時にひとりで避難ができない人の情報告知 (問 40)	災害時にひとりで避難ができない人の情報を地域の防災組織にあらかじめ知らせておくことについての考えを尋ねたところ、90.5%と、ほとんどの人が協力的な意向を示しています。	P87
災害時の対策 (問 41)	災害時の対策を立てているか尋ねたところ、「特に対策は立てていない」が54.6%と半数以上を占めています。立てていると回答された対策についてみると、「避難場所がわかる」(19.5%)と「家族との避難方法を決めている」(14.4%)については1割以上を占めています。	P87
情報機器の 利用状況 (問 42)	情報機器の利用状況を尋ねたところ、「携帯電話・PHS」(42.1%)の割合が最も高く、次いで「CDプレーヤー」(21.2%)、「パソコン」(16.4%)の順となっています。なお、「何も使用していない」と回答した人は31.2%となっています。	P87
災害時に障がいがあることで 感じていること (問 43)	災害時に障がいがあることで感じていることを尋ねたところ、「自力で避難できない」(30.1%)の割合が最も高く、次いで「初期消火ができない」(27.2%)、「医療器具の使用や服薬ができなくなる」(22.9%)の順となっています。	P87
災害時に 必要な支援 (問 44)	災害時にどのような支援が必要か尋ねたところ、「薬の確保」(44.3%)の割合が最も高く、次いで「食事などの配達」(41.6%)、「介護者」(33.2%)の順となっています。 障がい児・者別にみると、障がい児は「介護者」(80.0%)が群を抜いて高く、次いで「食事などの配達」(51.4%)と続いています。	P87



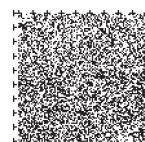
【福祉サービスについて】

項目	内 容	参考 ページ
利用経験があるサービス (問 45)	利用経験のあるサービスについて尋ねたところ、「補装具の交付」(14.2%)の割合が最も高く、次いで「デイサービス」(13.9%)、「ホームヘルパーの派遣」(8.7%)、「日常生活用具の給付」(8.2%)、「授産施設、就労支援施設、作業所」(8.2%)の順となっています。「利用していない」は48.3%と約半数をしめています。	P88
サービスの満足度 (問 46)	サービスの満足度についてみると、「満足している」(50.6%)が約半数をしめています。	P88
サービスに満足していない理由 (問 47)	満足していない理由について尋ねたところ、「利用者負担が大きい」(43.2%)で割合が最も多く、次いで「利用できるサービスが少ない」(36.4%)、「サービスの質が不十分」(9.1%)の順となっています。	P88
今後利用したい福祉サービス (問 48)	今後利用したい福祉サービスを尋ねたところ、「ホームヘルパーの派遣」(16.1%)が最も高く、ついで、「デイサービス」(15.8%)、「日常生活用具の給付」(15.2%)、「補装具の交付」(14.0%)の順となっています。	P88
情報の入手先 (問 49)	情報の入手先についてみると、「施設や病院で」(25.3%)の割合が最も高く、次いで「市や県の広報、パンフレットで」(20.4%)、「市役所の窓口で」(18.5%)の順となっています。 障がい児・者別にみると、障がい児では「家族・友人・知人から」、「学校・職場で」(いずれも42.9%)が、障がい者では「施設や病院で」(24.6%)、「市や県の広報、パンフレットで」(20.8%)の割合が高くなっています。	P88
力を入れてほしい福祉施策 (問 50)	力を入れてほしい福祉施策について尋ねたところ、「年金・手当などの充実」(51.4%)の割合が最も高く、約半数を占めています。次いで「医療費自己負担の軽減のための充実」(41.6%)、「サービスの利用に関する相談や援助の充実」(26.2%)と続いています。	P89



【理解促進について】

項目	内 容	参考 ページ
差別・偏見、 疎外感の経験 (問 51)	差別・偏見や疎外感を感じることがあるか尋ねたところ、「ない」(34.9%)が「ある」(30.8%)を若干上回っています。 障がい児・者別にみると、「ある」と回答した人の割合は障がい児で60.0%と、障がい者(28.7%)を大きく上回っています。	P89
もっとも差別・ 偏見、疎外感を 感じるところ (問 52)	もっとも差別・偏見、疎外感を感じるところについて尋ねたところ、「街角での人の視線」(45.0%)の割合が最も高く、次いで「仕事や収入」(41.7%)、「店などでの対応態度」(26.7%)の順となっています。	P89
障がい者への 理解促進の ために力を 入れるべきこと (問 53)	障がい者への理解促進のために力を入れるべきことについて尋ねたところ、「障がい者自身が積極的に社会参加をする」(26.2%)の割合が最も高く、「小・中学校での福祉教育の充実」(21.7%)、「支援グループ、ボランティアの育成」(21.2%)の順となっています。 障がい児・者別にみると、すべての項目で障がい児が障がい者を大きく上回っており、特に「小・中学校での福祉教育の充実」は障がい児が68.6%と障がい者(18.8%)を50ポイント近くも上回っています。	P89



3. ヒアリング結果のまとめ

別府市障がい者計画を策定するにあたり、障がい者団体や障がい者福祉施設、その他関係機関に対して「ヒアリング調査」を実施しました。

ヒアリング調査にあたっては、本計画の基本課題及びその方向である8分野についての意見や要望を、ヒアリングシートに記載してもらう方法で行いました。

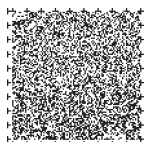
以下は、その回答結果をまとめたものです。

(1)「相互理解の促進」について

項目	内 容
啓発・広報	・市報の活用：年間を通して障がい者枠を取ってもらい、写真入りで施設の紹介や当事者が知っておくとよい情報などの掲載。 ・フォーラムやセミナーの定期開催。
福祉教育	・小中学校の時から障がい者への理解、学習機会の提供。 ・各地域、学校等での精神保健教室の開催。
交流とふれあい	・各種イベント等に障害者団体等が共同参加できる仕掛けづくり。 ・小中学生と施設利用者とのふれあい。また、市内の福祉施設見学の実施。 ・障がいのある人、ない人が交流する場の確保、充実。

(2)「生活支援」について

項目	内 容
相談支援体制	・一人暮らしの障がい者に対する訪問サポート体制の充実。 ・相談支援機関のネットワーク化と、支援者のスキルアップ。 ・24時間365日いつでも相談できる体制の整備。
在宅福祉	・福祉サービスの充実、孤立化の防止。
情報・コミュニケーション	・視覚障がい者、聴覚障がい者のコミュニケーション支援の充実。



(3)「生活環境」について

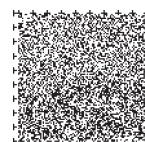
項目	内 容
住宅・公共的 施設	・市営住宅の優先入居。 ・バリアフリー住宅の供給。 ・グループホームの充実。
移動・交通手段	・公共交通機関の利用補助の拡大。 ・リフト付バス等の確保、充実。
防災・防犯対策	・緊急通報システムの普及。 ・大規模災害に対する対策。 ・緊急時の備えや支援体制の充実。

(4)「雇用・就労」について

項目	内 容
雇用の安定 と職域の拡大	・就労できる場所の情報提供。 ・継続的な企業への啓発活動。 ・支援者の育成等が必要。 ・職業訓練機関の内容の充実、福祉的就労（就労移行やA型事業所）の充実。
総合的支援	・障がい者の就労に対する現状把握と対策。 ・各種給付金（助成金）の制限を緩和。 ・障がいの早期発見と教育機関（特別支援学校等）のカリキュラムの充実。

(5)「保健・医療」について

項目	内 容
健康づくり	・気軽に参加できる場（地域主体）の確保が重要。 ・リハビリテーション体制の充実と情報提供。
医療サービス	・特に精神や発達障がい者に対するメンタルケアの充実。 ・5歳児健診の実施や乳幼児健診や巡回の質の向上。

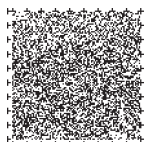


(6)「保育・教育」について

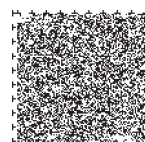
項目	内 容
保育・療育	・福祉機関、教育機関との連携強化。
特別支援教育	・特別支援学校での家庭との連携による社会性教育の充実。 ・職場実習先の確保。

(7)「芸術文化・スポーツ」について

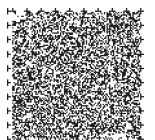
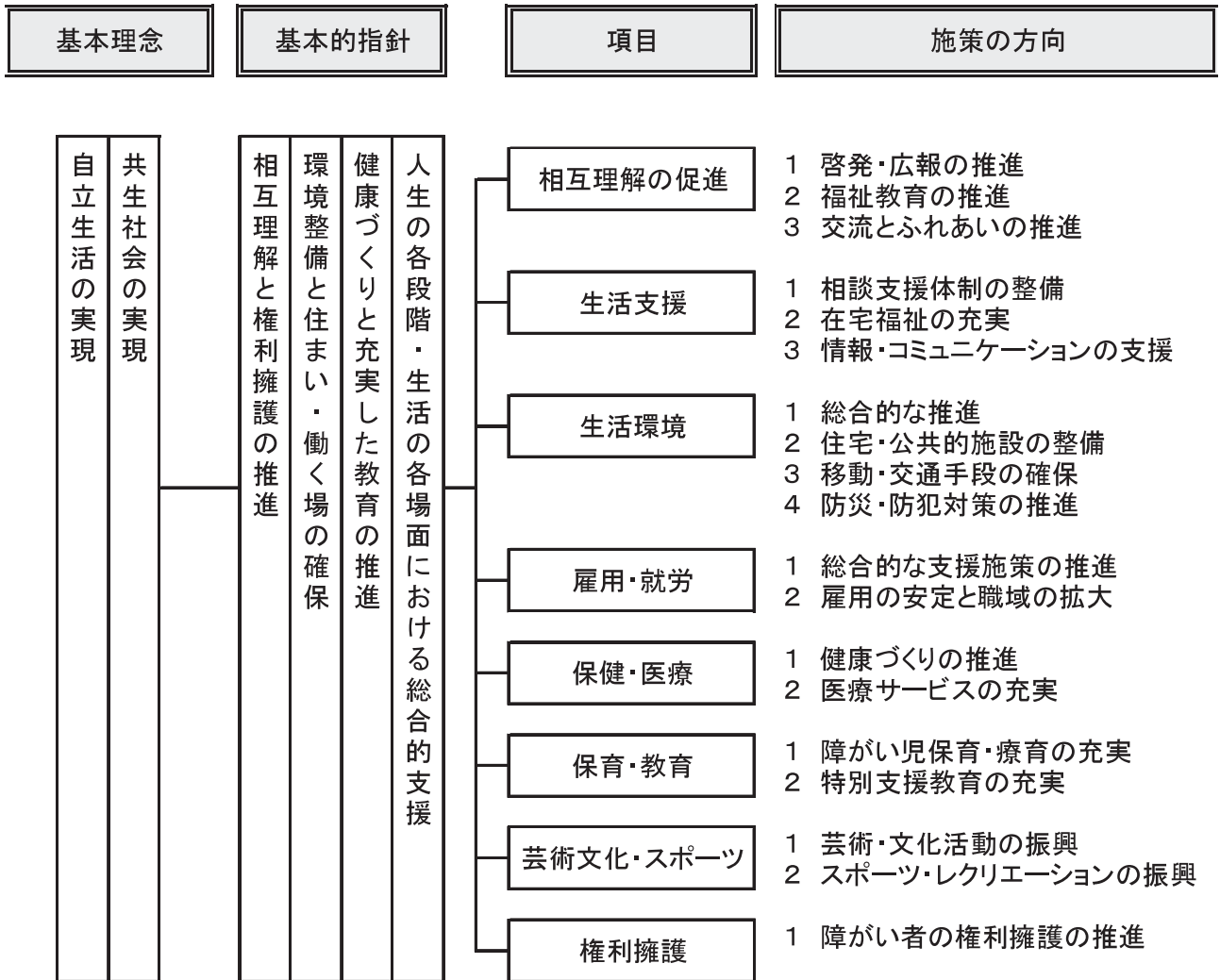
項目	内 容
芸術・文化活動	・障がい児（者）が気軽に立ち寄れ、芸術、文化活動ができる場の設置。
スポーツ・レクリエーション	・市内の障がい者施設におけるスポーツ大会の実施。



Ⅲ. 施策の現状と課題及び今後の方向



計画の施策体系



(1) 啓発・広報の推進

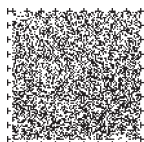
現状と課題

障がいのある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそあたり前の社会であるというノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、市民に対して、障がいに関する正しい知識の普及と障がいのある人への理解を図ることが極めて重要です。

これまで、「障害者週間」などにおいて、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市の広報誌などを活用してその理解の促進を図るための取り組みを進めてきました。

とはいえ、アンケート調査の結果からも解るように、ノーマライゼーションという言葉を理解している人は少なく、障がいや障がいのある人に対する偏見や差別といった「心のバリア」が依然として存在しています。

今後は、「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「情報のバリア」を取り除くことはもちろん、「心のバリア」を取り除き、ノーマライゼーションの更なる浸透を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図る必要があります。



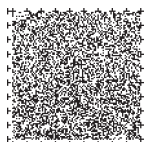
》》施策の方向》》

障がいのない人への市民調査の結果、障がい者福祉について関心があると回答した人は78.0%と8割弱を占めていますが、「障害者週間」や「ノーマライゼーション」、「ユニバーサルデザイン」といった障がい者福祉に関する用語の認知度は低くなっています。

また、障がいのある人への市民調査の結果、障がいのある人への理解促進のために力を入れるべきことは、「障がいのある人自身が積極的に社会参加する」の割合が最も高くなっています。

これらのことから、障がいに関する正しい知識の普及と障がいのある人への理解を更に深めるため、次の施策を行います。

- ①「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「障がい者のつどい」などにおいて障がいのある人との交流を図り、その機会を通じて、障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。
- ②市の広報誌やホームページなどを活用して、障がいや障がいのある人への理解を深めるための広報活動を行います。
- ③人権擁護、教育、医療、福祉、労働などの関係機関及び地域住民組織や企業、事業主と連携し、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を図るため、あらゆる場面をとらえ、障がいや障がいのある人への理解と障がい者雇用の充実について、普及啓発を行います。
- ④障がいのある人が活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を促進するとともに、円滑な活用に必要な配慮等についての周知を図ります。
- ⑤「差別をなくす市民の集い」、「人権を守る市民の集い」、「身近な人権講座」等の講演、講座等を実施し、「心のバリア」の除去を進めていきます。



（２）福祉教育の推進

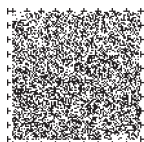
現状と課題

ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を図るためには、子どもの頃から、日常的に障がいのある子どもとない子どもが、共に活動し、障がいや障がいのある子どもへの理解を深め、同じ仲間となり、お互いを思いやり、助け合う精神を育むことが必要です。

これまで、学校教育においては、特別支援学級と通常学級の交流を実施し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との相互理解、ふれあいによる友情、思いやりの気持ちを育んできました。

また、生活科、総合的な学習の時間等において、福祉教育の推進を図ってきました。

今後は、学校教育における福祉教育の一層の充実を図るとともに、保護者への福祉教育に対する啓発を促進する必要があります。



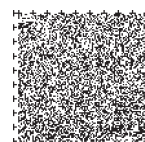
》》施策の方向》》

障がいのない人への市民調査の結果、「バリアフリー」や「ノーマライゼーション」、「ユニバーサルデザイン」といった障がい者福祉に関する用語の認知度は、20代の人々が最も高く、これは近年の、学校教育における福祉教育の成果であると考えられます。また、身近な社会での障がい者への差別や偏見について『ある』と回答した人、「障害者」という表記について『否定的なイメージ』を持つ人、「障害者」という表記の変更の必要性があると考えている人は、これも20代の人々が最も多く、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との相互理解、ふれあいによる友情、思いやりの気持ちを育んできた成果であると考えられます。

また、障がいのある人に対する理解を促進するために必要な取り組みについては、『子どもに対する福祉教育に力を入れる』、『障がいのある児童生徒とない児童生徒との交流教育を促進する』が上位となっており、障がいのある人への市民調査の結果からも、「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流の機会を増やす」ことが望まれています。

これらのことから、更に、障がいのある子どもとない子どもが共に活動し、障がいや障がいのある子どもへの理解を深め、同じ仲間となり、お互いを思いやり、助け合う精神を育むため、次の施策を行います。

- ①子どもの発達段階に応じた福祉教育の推進を図ります。
- ②特別支援学級担当教員や、特別支援教育コーディネーター等の研修会を開催し、教員の資質の向上を図ります。
- ③特別支援学級と通常学級の交流を実施し、生活科、総合的な学習の時間等において、福祉教育の推進を図ります。
- ④児童生徒やその保護者に対して、障がいや障がいのある児童生徒への理解を促進します。
- ⑤児童生徒と障がい者施設利用者との交流とふれあいの機会を増やすよう努めます。



(3) 交流とふれあいの推進

現状と課題

ノーマライゼーションの理念の浸透と共生社会の実現を図るためには、障がいのある人となない人が、交流とふれあいの機会を増やし、相互に理解を深めることが必要です。

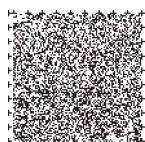
これまで、「障がい者のつどい」や「知的障がい者交流研修会」などの行事を開催することや、福祉施設と地域住民の各々の行事への相互参加を促進することなどを通じて、交流とふれあいの機会をつくってきました。

今後は、さらに福祉施設や地域住民組織の協力を得て、催し物、文化活動やスポーツ活動などに障がいのある人が参加できるような配慮を働きかけ、交流とふれあいの機会を増やす必要があります。

また、障がいのある人が地域において自立し、社会参加を実現するためには、公的サービスだけではなく、交流とふれあいなどの様々な活動を支援するボランティア活動の充実が必要です。

障がいのある人が、一人きりで、ノーマライゼーションの理念の薄い催し物や交流の場へ参加することは、非常に勇気を要するものです。「心のバリア」を取り除くパートナーとしての心強いボランティア、障がい者団体、家族の会等の活動の充実がとても重要な役割を果たします。

また、障がいのある人自身が社会奉仕活動等に積極的に参加し、地域住民と交流する活動を支援する必要があります。



》》施策の方向》》

障がいのない人への市民調査の結果、障がいのある人への手助けの内容は、「席をゆずった」が最も多く、次いで「車いすを押したり、持ち上げるのを手伝った」、「荷物を持ってあげた」と続き、これらは3割を超え高くなっています。これを年代別にみると、40代の人では概ね2人に1人が「車いすを押したり、持ち上げるのを手伝った」ことがあると答えています。

また、ボランティア活動については、67.8%の方が『関心がある』と回答しており、約4割の人がボランティア活動の経験があると回答しています。

また、ボランティア活動をしたことがない人についても多くの人が、時間的な余裕や健康についての自信等の問題がなければ、ボランティア活動をしたいと答えています。

これらのことから、更に、交流とふれあいの機会を増やし、相互に理解を深め、ボランティア活動を推進するため次の施策を行います。

①交流とふれあいの機会の提供

ア. 主に知的障がい者及びその保護者にふれあいの機会を設け、集団行動や社会活動について学ぶことにより、社会参加の促進を図ります。

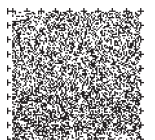
イ. 啓発活動の一環として身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者等とボランティアによる「障がい者のつどい」を、障害者週間（12月3日～12月9日）にあわせて開催します。

ウ. 地域で行われる催し物、文化活動、スポーツ活動などに障がいのある人が参加できるよう企画の段階で配慮するとともに、障がいのある人とない人の交流とふれあいの機会を増やすよう促進します。

エ. 福祉施設と地域住民組織の各々の行事への相互参加を促進します。

②ボランティア活動の推進

ア. 市民のボランティア活動への参加を促進し、その活動を通じて、障がいのある人との交流とふれあいの機会を広げます。



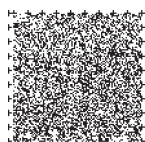
イ. 別府市ボランティアセンターへ、ボランティア活動に関する情報を提供し、ボランティアの組織化活動を支援します。

③障がい者団体等の活性化

ア. 障がい者団体、家族の会等の活動を充実させ、交流とふれあいの機会を増やそう、その運営を支援します。

イ. 交流とふれあいの場への移動手段であるバスやリフト付タクシーの借り上げについて支援します。

ウ. 障がいのある人自身が行う社会奉仕活動による地域住民と交流する活動や社会復帰を促進するため、障がいのある人自身が行う社会奉仕活動について支援します。



（１）相談支援体制の整備

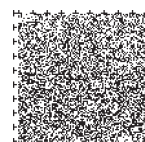
現状と課題

障がいのある人が生活していくうえで、ライフサイクルを通じて様々な分野において、一人では解決できない問題や障壁が生じます。

誤った知識のままにいる場合や、スムーズな解決の方法から遠ざかっていたり、解決を諦めてしまっている場合などがあるため、障がいのある人やその保護者に生じた問題や障壁について、より良い解決策を助言し、不安のない、より快適な生活を提供する必要があります。

また、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの選択や、医療、保健、教育、就労、人権などに関する、多岐にわたるライフサイクルの中での様々な問題解決の選択について、的確なアドバイスを提供する必要があります。

障がいのある人一人ひとりの置かれている状況、真に必要としているもの等に対する的確な判断や、解りやすくきめ細やかな助言が求められています。



》》 施策の方向 》》

障がいのある人への市民調査の結果、障がいや生活などについての相談は、「病院」と「市役所の窓口」がそれぞれ3割以上を占めており、障がい児に限ってみると、「病院」、「保育所・幼稚園・学校」がそれぞれ約6割を占め、ついで「福祉施設」（45.7%）となっています。また、力を入れてほしい福祉施策については、「サービスの利用に関する相談や援助の充実」（26.2%）が求められています。これらのことから、相談支援事業所における相談をもっと身近な場でいつでも相談できるよう、次の施策を行います。

①障がいのある人が利用しやすい身近な場で、いつでも相談を利用できる相談支援事業を実施します。

移動が困難な場合には、相談員が訪問します。また、障がいのある人の求めに応じ、手話通訳等、必要なコミュニケーション手段を確保します。

②相談員の資質、人権に関する理解について、機会あるごとにその向上に努めます。

③別府市障害者自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という）の充実

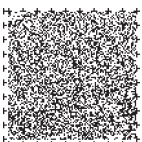
ア．障がいのある人が、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対応するための相談支援体制を強化するため、自立支援協議会の運営の活性化を図ります。

イ．障がいのある人やその保護者が抱えている問題について、解決が困難なケースについては、ライフサイクルの中での各分野のエキスパートの集まりである自立支援協議会において協議し、より良い解決策を見出します。

ウ．相談支援体制の強化のため、自立支援協議会を中心とした障がいのある人の地域生活を支えるネットワークを構築します。

④大分県身体障害者相談員及び知的障害者相談員へ、市の施策等の情報提供に努めます。

⑤大分県障害者社会参加推進センターによる電話相談「障害者110番」の周知に努めます。



(2) 在宅福祉の充実

現状と課題

入所施設等から地域生活への移行に向けた取り組みにより、在宅福祉サービスのより一層の充実が求められています。特に、障がいのある人が、住みなれた地域で安心して生活できるためには、居宅介護、重度訪問介護、短期入所等の在宅福祉サービスは必要不可欠であり、今後はさらに、支援を必要とする障がいのある人に制度の谷間を作らないようにするため、障害者手帳の有無にかかわらず、発達障がい等により支援の必要な状態にある人へも同じく、在宅福祉サービスを提供する必要があります。

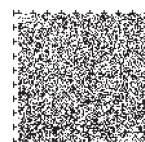
同時に、地域での住まいや日中活動の場を確保することなどが必要であり、また、入所や入院からの地域生活への円滑な移行を推進するためのグループホームの充実が求められています。

また、在宅福祉サービスを利用した際の費用の自己負担について、現在は費用の1割を支払う「応益負担」を原則としていますが、多くのサービスを必要とする人ほど負担が大きくなるため、これからは、原則として、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へと負担の方式を変える必要があります。

また、障がいのある児童やその保護者を支援するため、放課後や夏休み等の間の障がいのある児童の居場所を確保する施策の充実が必要とされています。

また、補装具や日常生活用具をはじめとする福祉機器は、家庭生活をはじめ移動や就労、コミュニケーションの確保など、障がいのある人が自立し社会参加を実現するうえで必要不可欠なものであり、また、介助者の負担を軽減するためにも重要なものです。

いま、様々な福祉機器が技術進歩等によりその性能を高めています。これからも技術進歩等による最新の機器を含め、福祉機器の活用を促進する必要があります。



≫ 施策の方向 ≫

障がいのある人への市民調査の結果、日常生活における介助の必要度は、「掃除」、「買い物」、「外出」について4割以上の人が『介助が必要』と答えています。また、生活について困ったり、不安に思っていることは、「老後のこと」（43.8%）、「経済的なこと」（42.8%）がともに4割を超えています。

また、福祉サービスの満足度については約半数の人が「満足している」（50.6%）と答えていますが、「満足していない」と答えた人のその理由は、「利用者負担が大きい」（43.2%）で割合が最も多くなっています。

これらのことから、在宅福祉の充実について次の施策を行います。

①訪問系サービスの充実

在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスを提供します。

ア．居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

イ．重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

ウ．行動援護

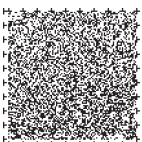
知的障がいや精神障がいや発達障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

エ．短期入所（ショートステイ）

家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

オ．重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。



カ. 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を提供します。

②日中活動系サービスの充実

入所施設で昼間の活動を支援するサービスを提供します。

ア. 療養介護

医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の世話等を提供します。

イ. 生活介護（デイサービス）

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

ウ. 児童デイサービス

障がいのある児童が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを提供します。

エ. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

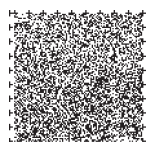
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

オ. 就労移行支援

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

カ. 就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。



③居住系サービスの充実

入所施設で住まいの場としてのサービスを提供します。

ア. 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

イ. 施設入所支援

施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

ウ. 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

④補装具費の支給

事前の申請により必要が認められた場合に、補装具（義手、義足、装具、座位保持装置、補聴器、眼鏡、車いす等）の購入費又は修理費を支給し、活用を促進します。

⑤地域生活支援事業の充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、スポーツ・芸術・文化活動などの社会参加を促進することを含め、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえた事業を実施します。

ア. 相談支援

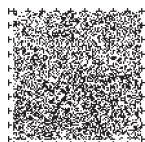
「相談支援体制の整備」（P.35）に記載しています。

イ. 成年後見制度利用支援

「障がい者の権利擁護の推進」（P.72）に記載しています。

ウ. コミュニケーション支援

「情報・コミュニケーションの支援」（P.43）に記載しています。



工. 日常生活用具の給付

重度障がい者等に、日常生活用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具等）の給付又は貸与を行い、活用を促進します。

才. 移動支援

自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

力. 地域活動支援センターの機能強化

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障がいのある人の地域生活を支援します。

キ. 福祉ホーム

障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある障がいのある人のため、日常生活に適した居室その他の設備が低額な料金で利用でき、日常生活に必要な便宜が受けられる住居での生活を支援します。

ク. 訪問入浴サービス

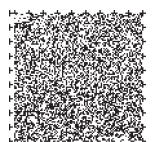
歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な在宅の身体障がい者について、浴槽等の入浴設備を備えた車両と介助員を派遣し、入浴を支援します。

ケ. 更生訓練費の給付

「総合的な支援施策の推進」（P.54）に記載しています。

コ. 生活支援事業

生活訓練等事業、本人活動支援事業、ボランティア活動支援事業、福祉機器リサイクル事業を実施します。



サ. 日中一時支援

障がい児（者）やその保護者を支援するため、放課後や夏休み等の間の障がい児の居場所を確保し、また、保護者等の不定期的な理由による障がい児（者）の一時預かりを行います。

シ. 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等を実施します。

⑥地域移行支度経費の支援

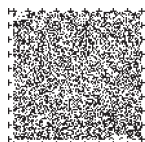
入所施設の入所者が地域生活に移行するにあたって地域生活で新たに必要となる物品（寝具、タオル、照明器具、食器類等）を購入するための費用の助成を行います。

⑦経済的自立の支援

ア. 障がいのある人やその家族に対し、以下の各種手当等を支給及び税の減免や控除等の申請を受け、経済的自立の支援を行います。

・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・児童扶養手当 ・障害基礎年金 ・福祉手当 ・タクシー手当 ・リフト付タクシー利用券 ・市営温泉心身優待入浴券 ・福祉電話貸与助成金 ・聴覚障害者用ファクシミリ貸与助成金 ・水道料金福祉還付 ・自動車税の減免 ・市民税の軽減 ・所得税、住民税の控除 ・心身障害者扶養共済制度 ・NHK放送受信料の減免 ・有料道路通行料金の割引 ・地上デジタル放送の簡易チューナーの無償給付 ・市営温水プールの使用料の免除や別府市コミュニティーセンター温泉使用料の割引など

イ. 在宅福祉サービスを利用した際の費用の自己負担について、現在は費用の1割を支払う「応益負担」を原則としていますが、多くのサービスを必要とする人ほど負担が大きくなるため、これからは、原則として、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へと負担の方式を変更します。



(3) 情報・コミュニケーションの支援

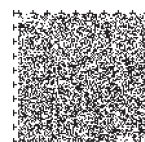
現状と課題

日常生活や社会生活を営む上で、情報の収集と発信、コミュニケーションにはとても大きな役割があります。情報の収集と発信、コミュニケーションが不通となった場合、全く身動きが取れなくなってしまうます。日常生活や社会生活は、情報とコミュニケーションによって成り立っていると言えます。

しかしながら、障がいのある人の情報の収集と発信、コミュニケーションには大きなハンディがあり、そのためそれぞれの障がいの特性に応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進めていくことが重要な課題となっています。

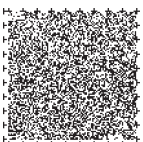
また、コンピューター、インターネット、携帯電話などのIT（情報技術）の急速な進展により、自宅に居ながら、情報の収集と発信、コミュニケーションを簡単に行うことができるようになりました。

これらに対応する情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保が必要とされています。



》》施策の方向》》

- ①聴覚障がい者のコミュニケーション手段確保のため、手話講習会等を開き、手話通訳者や要約筆記奉仕員を養成します。
- ②様々な会議やイベント等に手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の情報の収集と発信、コミュニケーションを確保します。
- ③視覚障がい者に対し、点字や録音による市の広報誌を提供します。
- ④各種の行政サービスの相談に対応できるよう市障害福祉課に手話通訳者を設置します。
- ⑤市のホームページによる情報提供の充実を図ります。
- ⑥日常生活用具給付等事業において、情報・意思疎通支援用具等を給付、貸与します。障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト、点字ディスプレイ等を給付し、コンピューター、インターネットによる情報の収集と発信、コミュニケーションを確保します。
- ⑦パソコンインストラクター派遣事業の普及を図ります。



(1) 総合的な推進

現状と課題

障がいのある人は、日常生活や社会生活を送るなかで、利用できない商品やサービスなどの様々な社会環境に囲まれています。

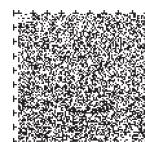
視覚障がいのある人は、金融機関のＡＴＭの操作が困難であったり、風邪薬と胃薬の違いの判断が困難であったり、飲食店で店員にメニューを読んでもらうなどの様々なバリア（障壁）に囲まれています。

障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活できるためには、障がいの有無にかかわらず、すべての人が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、様々なバリアを取り除く必要があります。

このため、障がいのある人があらゆる分野において社会から隔てられることなく、日常生活や社会生活を営むことができるように、ユニバーサルデザインの普及が求められています。

すべての人が使用できるというユニバーサルデザインの考え方を、製品だけではなく、広く、環境、計画、サービスの分野などで取り入れていく必要があります。

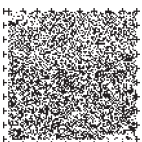
これまで、交通バリアフリー法、ハートビル法、バリアフリー新法、大分県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設の改善をはじめ市道、公園等の整備を実施してきましたが、今後さらに誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備を推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を普及し、同時に障がいのある人の日常生活や社会生活にとって障壁となるものを除去するバリアフリー化を推進する必要があります。



≫ 施策の方向 ≫

障がいのある人への市民調査の結果、地域や社会活動に参加するために必要なことは、「電車やバスなどの移動手段や道路・歩道を整備し外出しやすくする」の割合が最も高くなっています。このことから、障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活できるためには、障がいの有無にかかわらず、すべての人が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、次の施策を行います。

- ①障がいのある人が自由に行動し、あらゆる分野の活動の場へ参加できる社会にしていくため、住宅、建築物、公共交通機関、道路、公園など連続した生活空間のバリアフリー環境の推進を図ります。
- ②環境、計画及びサービスの設計などにあたっては、はじめから、可能な限りすべての人が利用できるようにするというユニバーサルデザインの理念が、施策に反映されるよう推進します。



(2) 住宅・公共的施設の整備

現状と課題

障がいのある人が、住みなれた地域で安心して生活できるためには、公共交通機関(旅客施設等を含む)、建築物、道路、公園などの公共的施設を障がいのある人の利用に配慮したものとする必要があります。

障がいのある人が、必要に応じて公共的施設を円滑に利用できるようにすることは、日常生活、社会生活を営むうえで欠かすことのできない切実な課題です。

また、生活の拠点となる住宅は、障がいのある人にとって住みづらい構造であると、転倒などの事故に繋がる可能性が高くなるため、事故を未然に防ぐ構造にすることが必要です。

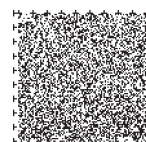
これまで、公共的施設のバリアフリー化、障がい者向け市営住宅の建設、公園内の障がい者用トイレの設置や歩道の整備など、ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を実施してきました。

今後はさらに、バリアフリー新法に基づいて、住宅や公共的施設を、移動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できる」施設として整備を行い、さらに、大分県福祉のまちづくり条例に基づいて、「高齢者、障がい者等が、安全で容易に利用できる」施設となるよう整備する必要があります。

≫ 施策の方向 ≪

障がいのある人への市民調査の結果、地域や社会活動に参加するために必要なこととして、「障がいのある人が使いやすいよう公共施設や商店などの改善・整備の促進」が求められています。また、利用しやすいと感じた市施設については「利用したことがない」が40.6%と最も高くなっていますが、回答があったところについてみると、「市営温泉」が最も高くなっています。また、歩道などを歩く際に感じることは、「歩道が狭い」の割合が最も高く、ついで「自動車の往来が激しく危険」、「歩道がない」の順になっています。また、現在の住まいで改造したいところは「風呂場」、「トイレ」、「玄関・出入り口」の順となっています。

これらのことから、バリアフリー新法、大分県福祉のまちづくり条例に基づいた次の施策を行います。



①公共的建築物の改善整備

ア. 障がいの有無にかかわらず、多くの人が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。

イ. 民間の公共的施設については、その事業者に対して障がいのある人等が安全かつ容易に利用できる施設へ改善するよう、バリアフリー化への積極的な協力を求めます。

②歩行空間の整備

ア. 段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの増設や補修等を実施し、また透水性の舗装を用い、雨天時、歩道に水がたまらない工夫や、歩道部分のカラー舗装化による歩道と車道の分離など、ユニバーサルデザインの理念に基づいた歩道の整備を推進します。

イ. 可能な限り、歩道と車道を分離し、障がいのある人が無理なく通行できる、幅が広く段差の少ない歩道の整備を推進します。

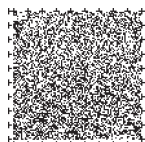
③公園の整備

多くの市民が訪れる、憩いや交流の場である公園について、障がい者用トイレやスロープなど、障がいのある人に配慮した付帯施設の整備改修を推進します。

④住宅の整備

ア. 新設する市営住宅については、障がい者向け住宅を建設するとともに、既設の市営住宅のバリアフリー化への改善を進めます。

イ. 障がいのある人の身体状況や介護者に配慮した居住環境を改善するため、居室、トイレ、浴室などの改造費用に対して助成を行います。



(3) 移動・交通手段の確保

現状と課題

障がいのある人が、地域社会において様々な活動に支障なく参加するためには、円滑に利用できる移動・交通手段の確保が重要です。

障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を確保するためには、公共交通機関の旅客施設・車両等の構造、設備や周辺の道路などを、障がいのある人が安全で利用しやすいよう改善を進め、移動の利便性を高める必要があります。

これまで、タクシー手当の給付やリフト付タクシー料金の助成、鉄道駅バリアフリー化設備整備への助成、駅周辺の歩道上に放置された自転車の撤去や歩道の改良、自家用車での移動を可能とするための自動車改造費の助成などの、様々なきめ細やかな支援を行ってきました。

今後は、これらの施策の一層の充実を図るとともに、旅客施設・車両等の構造、設備などの改善について、公共交通事業者の積極的な協力が必要とされています。

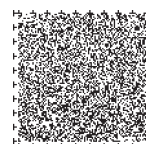
》》》 施策の方向 》》》

障がいのある人への市民調査の結果、休日などの自由時間での社会参加等への活動状況は、「活動していない」が45.0%を占めて群を抜いています。また、参加している内容についてみると、「旅行」の割合が最も高く、自由時間に今後も続けたいこと、始めたいことも、「旅行」の割合が最も高くなっています。また、公共交通機関を利用する際の困難点は、「階段・段差が多い」の割合が最も高く、ついで「トイレが使いにくい」、「エレベーターがない」の順になっています。これらのことから、地域社会において様々な活動に支障なく参加するために、次の施策を行います。

①公共交通機関の改善整備

障がいのある人等が安心して目的地まで移動できるように、公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

バスについては低床式車両の導入、鉄道については改札口から列車までの円滑化された通路（エレベーター設置やホーム嵩上）の確保やバリアフリー車両の導入など、公共交通事業者へ積極的な協力を求めます。

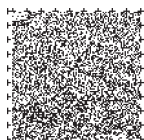


②安全な交通の確保

- ア. 安全で快適な交通環境を整備するため、放置自転車や障害物の撤去、指導を充実します。
- イ. 交通安全の普及・啓発活動として、交通安全運動を実施し、交通事故の発生を抑制します。

③移動の支援の充実

- ア. 社会参加促進のため、タクシー手当の給付やリフト付タクシー料金の一部を助成します。
- イ. 自家用車による様々な活動が円滑に行われるよう、運転免許取得費を助成し、また障がいの特性に応じた自動車の操作装置を改造する費用を助成します。
- ウ. 障がいのある人等の自立生活及び社会参加を促進し、安全な移動を確保するため、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援の在宅福祉サービスにより、個人での外出、グループでの外出等について、介助員による支援を行います。
- エ. 盲導犬、聴導犬、介助犬の利用促進を図り、身体障害者補助犬法の周知及び補助犬の公共施設や公共交通機関、多くの方が利用する民間施設等への同伴について市民への理解を促進します。
- オ. タクシー料金、バス料金、ＪＲ旅客運賃、船舶運賃、航空運賃等の割引制度について周知を図ります。
- カ. 駐車禁止除外指定車の標章の交付について、周知を図ります。



(4) 防災・防犯対策の推進

現状と課題

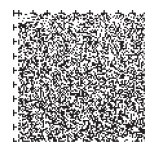
障がいのある人が、安全な環境で安心して生活を営むためには、地域の防災・防犯体制の中で障がいのある人に対する配慮がなされることが必要です。

災害時等の緊急時には、通常の生活に重大な支障が生じる、又は生命に危険が及ぶあらゆる現象に関する情報と、これらの支障や影響を回避するための情報（発生場所、規模、内容、今後の動向、避難ルート、避難場所、避難先で得られる情報保障の内容（手話通訳者の有無等）、医療や配給等の情報、交通情報など）を障がいのある人に提供しなければなりません。

また、こうした情報を一方的に伝えるだけではなく、災害時等の緊急時に障がい者と連絡を取り、必要な支援を把握、提供しなければなりません。

これまで、障がいのある人の安全の確保を図るため、災害時要援護者（障がいのある人や高齢者）を含めた避難訓練の実施、災害時要援護者の緊急受け入れに関する協定、緊急通報システムの整備、防災士の養成、ファックスによる緊急通報受理「FAX119」の整備等により、障がいのある人の防災・防犯体制を整えてきました。

今後は、障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備の一層の充実を図るため、緊急通報システムの普及や災害発生時における避難誘導體制の整備などをきめ細かく講じておく必要があります。



》》施策の方向》》

障がいのある人への市民調査の結果、災害時におけるひとりでの避難は、「できない」（38.2%）が「できる」（34.6%）を上回っています。また、災害時にひとりでの避難できないと答えた人のうち 90.5%の人が、災害時にひとりで避難ができない人の情報を地域の防災組織にあらかじめ知らせておくことについて、「協力する」又は「方法によっては協力する」と答えています。また、災害時の対策については、「特に対策は立てていない」が 54.6%と半数以上を占めています。また、災害時に障がいがあることで感じていることは、「自力で避難できない」の割合が最も高く、災害時にどのような支援が必要かは、「薬の確保」の割合が最も高くなっています。これらのことから、障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備の一層の充実を図るため、次の施策を行います。

①防災意識の普及

ア．障がいのある人が、地域の中で安心して生活するためには、十分な防災対策が必要です。このため、市の広報誌やケーブルテレビを通じて防災意識の普及を図ります。

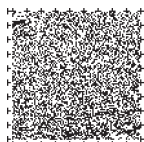
イ．市内各地域に防災士を養成し、活動してもらうことで、地域内からの防災意識の高揚を図ります。

②防災訓練の実施

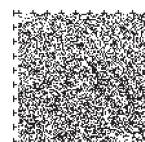
防災訓練を毎年実施します。また、大分県総合防災訓練等による市民参加型の防災訓練について、障がいの有無にかかわらず、多くの市民が参加するよう推進します。

③災害時等における障がい者支援の充実

ア．避難所での生活に耐えることが困難な障がいのある人のために、障がいの状態に配慮した設備を有する施設などを、二次的な避難場所として確保するため、社会福祉施設等との、災害時に要援護者を緊急に受け入れる協定の締結を継続します。



-
- イ. 災害時要援護者支援制度について広く周知し、障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていけるよう支援します。
- ウ. 災害時や緊急時等に支援を必要とする場合、また平常時においても安心して暮らしていけるための、緊急通報システムの設置を普及し、障がいのある人の防災・防犯対策を図ります。
- エ. 避難所等において被災した障がいのある人の生活に必要な車いす、おむつなどの物資を備蓄し、また医療機関やボランティア団体との緊急時の連携を図ります。
- オ. 火災発生の感知、避難が著しく困難な障がいのある人に、音又は光を発する火災警報器や自動消火器を給付します。
- カ. 聴覚又は言語、音声等に機能障がいのある人の防災対策として、これまでの「FAX119」の運営と合わせ、「メール119」の救援対策を構築します。
- キ. 地震発生時等における家具の転倒を防止する、補助具の取り付けについて助成します。



(1) 総合的な支援施策の推進

現状と課題

ノーマライゼーションの実現のためには、就労はとても大切な要件であり、障がいのある人が、可能な限り雇用の場に就くことができるようにすることが重要です。

雇用・就労は、障がいのある人がいきいきと生活していくうえで重要な柱となるため、働くことを希望する障がいのある人が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、経済的自立を図ることが重要です。

これまで、関係機関との連携により、障がいのある人一人ひとりについて就労の働きかけを行うとともに、事業主への障がいのある人の雇用に関する各種の支援策の普及を図ってきましたが、社会福祉施設から一般企業への就職はわずかにとどまっています。

今後は、関係機関との連携により、民間企業における法定雇用率を確保するため、広く障がい者雇用を働きかけるとともに、十分とは言えない精神障がい者及び発達障がい者等の雇用についても、就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

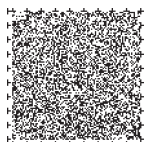
また、雇用されることが困難な障がいのある人については、福祉的就労を充実させ、就労訓練を継続して実施できるよう、障がい者就労施設等における物品、役務等の受注を拡大する必要があります。

》》》 施策の方向 》》》

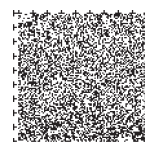
障がいのある人への市民調査の結果、「働いている」と答えた人に就労形態を尋ねたところ、「授産施設・作業所など」と答えた人が20.8%で、働いている人の約5人に1人であることがわかります。また、仕事をみつけた場所は、「自分で探した」(24.2%)が最も多く、次いで「ハローワーク」(12.5%)、「障害者職業センター」(9.2%)の順となっています。これらのことから、障がいのある人が可能な限り雇用の場に就くことができるようにするため、次の施策を行います。

①障がいのある人の雇用促進には、関係機関との連携が不可欠なものとなります。

大分労働局（ハローワーク別府）、大分障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等と連携を密にして、次の支援を行います。



-
- ア. 障がいのある人一人ひとりに応じた雇用の働きかけを行います。
- イ. 障がいのある人を新たに雇用する場合、事業主に対する各種助成金制度等について、機会あるごとに周知を図ります。
- ウ. 精神障がい者や発達障がい者等の雇用については、短時間労働をメリットとする産業の開拓や、農業法人等へのトライアル雇用の促進など、様々な可能性を見出していきます。
- ②障がいのある人がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を送ることができるよう、就労移行支援と就労継続支援の障害福祉サービス必要量を確保します。
- ③通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人は、地域の就労支援施設や旧授産施設において、物品の販売や役務の提供による工賃によって生活をしています。その工賃を増やすため、次の支援を行います。
- ア. 物品購入や役務提供について、市をはじめ他の官公庁においても、障がいのある人の「働く場」へ優先発注ができるよう取り組んでいきます。
- イ. 県の情報ポータルサイト「おおいたイチオシ家族」による福祉施設製品の発注拡大を促進し、また各施設で提供できる物品の写真や、提供できる役務等を紹介する冊子を作成し、広く発注を呼びかけます。
- ウ. 一般企業や個人事業主に対して、障がいのある人の「働く場」への発注における税制優遇制度について周知を図ります。また、就労支援施設等へ、この制度が業務開拓を行う際の重要なポイントとなることをあらためて周知します。
- ④自立訓練、又は就労移行支援を受けている障がいのある人及び身体障害者更生援護施設において更生訓練を受けている身体障がい者に対して、訓練を効果的に受けることができるように、訓練のための文房具、参考書等購入費用として更生訓練費を支給します。



(2) 雇用の安定と職域の拡大

現状と課題

障がいのある人の雇用の安定のためには、働く場での合理的配慮、労働意欲や労働能力を向上させるために必要な支援を受けられるようにすることにより、労働の質の向上を図ることが重要です。

障がいの種類、程度にかかわらず、働くことを希望するすべての障がいのある人が障がいのない人と同じく、就職、職の継続や昇進、復職などができるよう、職場において事業所からの適切な合理的配慮が行われることが重要です。

これまで、関係機関との連携により、障がいのある人の雇用の安定と職域の拡大を図るため、障がいのある人自身への支援を行うとともに、事業主への障がいのある人の雇用に関する各種の支援策の普及を図ってきましたが、職の継続や復職についての支援策に更なる工夫が必要とされています。

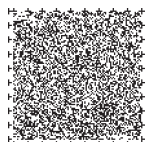
今後は、関係機関との連携を密にして、職の継続や昇進、復職についての支援策を図り、さらに、障がいのある人が職を自由に選択し、又は納得できる労働につけるよう、様々な産業での雇用に加え、自営や起業、在宅就労等を含む、多様な就労の場を確保する必要があります。

》》》 施策の方向 》》》

障がいのある人への市民調査の結果、平日の日中の過ごし方は「主に自宅」(47.6%)が最も多く、その理由のうち、「自分にあった仕事がないため」(6.5%)、「近くに働く場所がないため」(2.5%)、「雇用してもらえないため」(1.8%)など就労意向があるにもかかわらず、自宅にいる人が1割以上みられます。

また、障がいのある人が働くために必要な条件は、「障がい者を対象とした雇用の場をつくる」の割合が最も高く、ついで「企業などが、もっと積極的に障がい者を雇用する」、「障がい者に対する職場の理解を深める」の順となっており、地域や社会に積極的に参加するために必要なことについても、「障がい者が働ける場をふやす」が高い割合を占めています。

また、もっとも差別・偏見、疎外感を感じるところについても、「仕事や収入」が高い割合を占めています。



これらのことから、働くことを希望するすべての障がいのある人が、納得できる労働に就けるよう、次の施策を行います。

①障がいのある人の雇用の安定と職域の拡大には、関係機関との連携が不可欠なものとなります。大分労働局（ハローワーク別府）、大分障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等と連携を密にして、次の支援を行います。

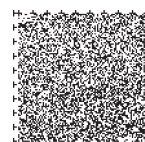
ア．安心して働き続けることができるよう、職場における様々な問題の解決のため、ジョブコーチの派遣等を関係機関に依頼し、本人及び事業主等の雇用の安定を支援します。

イ．障がいのある人を継続して雇用している事業主に対する各種助成金制度等について、機会あるごとに周知を図ります。

ウ．関係機関の専門員が主治医等と連携し、復職がうまくいかない精神障がい者等の職場復帰を支援する、きめ細やかなリワーク支援の普及を図ります。

②一次産業における、養殖や栽培方法の大胆な変革など、産業界には多種多様な職域が生まれています。本市における新しい職域を開拓することにより、様々な可能性を見出していきます。

③インターネットの普及により、多種多様な職が生まれてきています。障がいの有無にかかわらず、店舗や作業場を持たずに、起業や在宅就労が可能となっています。この分野における職域の拡大について、機会あるごとに周知を図ります。



（１）健康づくりの推進

現状と課題

障がいの原因となる疾病等を予防、早期発見するためには、人生の各段階（ライフステージ）の健康づくりについて、具体的にその取り組みを推進する必要があります。

また、生活習慣の変化により、日本人の死因の３分の２を占める生活習慣病に対する予防と早期発見が特に重要です。

これまで、妊婦の健康管理や乳幼児の健全育成、生活習慣の改善を目的に、各種健康診査、育児相談、肥満解消教室、介護予防事業などを実施してきましたが、今後もさらに、障がいの原因となる疾病や事故を予防し、早期発見するため、健康づくりを推進する必要があります。

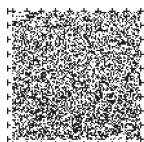
≫ 施策の方向 ≪

障がいのある人への市民調査の結果、障がいや生活について困ったり、不安に思っていることは「健康や医療のこと」の割合が最も高く、外出で困ること、外出できない理由としては、「外出すると疲れる、体力に自信がない」の割合が最も高くなっています。このことから、人生の各段階（ライフステージ）の健康づくりについて、次の施策を行います。

①母子保健対策の推進

ア．健康づくり計画「湯のまち別府健康２１」に基づき、母子健康手帳の交付を支援の始まりとして母子保健対策を充実し、別府市保健センター「湯のまちけんこうパーク」を拠点として障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見に努めます。

イ．健康の保持と疾病の予防・早期発見のため、妊婦及び乳幼児への健康診査、訪問指導等を行い、健康管理に関するタイムリーな情報提供等支援を行います。



②生活習慣病予防対策の推進

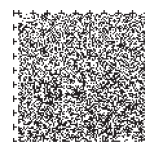
- ア. 「湯のまち別府健康21」に基づき、生活習慣病予防対策を充実し、「湯のまちけんこうパーク」を拠点に、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見に努めます。
- イ. 各種健康診査（がん検診、骨密度健診、肝炎ウィルス検診、特定健診）、健康教室、健康相談、訪問指導等を行い、健康管理に関するタイムリーな情報提供等支援を行います。

③介護予防の推進

- 別府市「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいつまでも元気で暮らしていけるよう、介護予防を推進するため、介護予防に関する情報提供、介護予防教室開催等を通して介護予防の普及・啓発を行います。

④精神保健対策の推進

- ア. 心の健康づくりについての講演会を開催するとともに、心の健康についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を図ります。
- イ. 保健所、医療機関、教育機関、福祉施設等との連携により、きめ細かい支援による心の健康づくりに努めます。
- ウ. 気軽に心の健康について相談できるよう、窓口や電話にて、保健師による支援を行います。



(2) 医療サービスの充実

現状と課題

障がいのある人のための医療・リハビリテーション医療の充実は、障がいの軽減を図り、障がいのある人の自立を促進するために不可欠です。

これまで、自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）において、身体障がいを軽減又は除去するための医療費、精神科外来医療費について公費負担し、障がいのある人の自立を促進してきました。

また、重度の障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、経済的な理由による未治療を防いできました。

今後も医療費を助成するとともに、県及びリハビリテーション医療機関、精神科等との連携を強め、高次脳機能障がい者等に対する支援に取り組み、早期退院・社会復帰を促進していく必要があります。

》》施策の方向》》

障がいのある人への市民調査の結果、医療機関への現在の受診状況をみると、「通院している」が約7割を占めています。また、早期発見、早期療育、早期医療を充実させるために必要なことは、「医療費の助成」の割合が最も高くなっています。これらのことから、障がいのある人のための医療・リハビリテーション医療の充実により障がいの軽減を図り、障がいのある人の自立生活を促進するため、次の施策を行います。

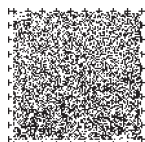
①重度心身障がい者医療費の助成

重度の心身障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、経済的な理由による未治療を防ぎます。

②自立支援医療費の支給

ア. 更生医療

身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の一部を公費負担します。



イ. 育成医療

身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方に対して提供される、育成医療制度を周知します。

ウ. 精神通院医療

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかんなどの病気のある方が通院して治療を受けるときに提供される、精神通院医療費公費負担制度を周知します。

- ③「高次脳機能障がい支援室」や関係機関との連携を強め、高次脳機能障がい者等に対する支援に取り組み、早期退院・社会復帰を促進します。

- ④「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市医師会、別府市歯科医師会、別府市薬剤師会との連携により、次の診療等を行い、医療サービスの充実を図ります。

ア. 夜間こども診療（投薬を含みます）

イ. 障がい者歯科診療

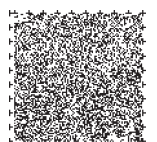
ウ. 休日歯科診療

エ. 訪問歯科診療

- ⑤初期救急医療体制及び第二次救急医療体制の整備

ア. 初期救急医療体制として、夜間こども診療のほかに、休日当番医について医師会等と連携し、休日・夜間における救急医療を迅速かつ適切に提供します。

イ. 第二次救急医療体制（入院を要する救急医療）として、医師会等と連携し、休日・夜間における第二次救急医療を迅速かつ適切に提供します。



(1) 障がい児保育・療育の充実

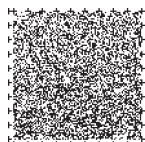
現状と課題

障がいのある児童については、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うことによって、健全な発達を促し、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

これまで、早い時期での療育を促し、障がいのある児童や保護者への専門的な療育指導の充実のため、知的障害児施設や肢体不自由児施設、及び児童デイサービスの利用を促進してきました。

また、特別支援学校や障がい児福祉施設との連携を密にして、研修会への積極的な参加を実施し、保育所職員の障がいのある児童に対する指導力の向上を図ってきました。また、保育所に社会福祉士等の専門の資格を持つ職員を配置し、適正な助言、指導を行ってきました。

今後も、早期療育を推進するとともに、保育所職員の資質の向上を図り、また、障がいのある児童については、保育所における集団保育の中で、他の幼児と関わりをもたせることにより、その成長を促進し、健全育成を図る必要があります。



》》施策の方向》》

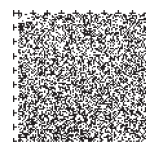
障がいのある人への市民調査の結果、障がい児の主な介助者は、「親」が 82.9%と大半を占めています。また、主な介助者の悩みや問題点については、「本人の将来に不安がある」、「介助者の健康に不安がある」、「疲れる」、「主な介助者が高齢で将来に不安がある」などが高い割合を占めています。このことから、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療、療育を行い、健全な発達を促し、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくため、次の施策を行います。

①早期療育の推進

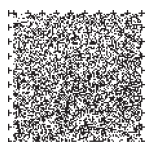
- ア. 障がいのある児童が早い段階から障がいや発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう、また保護者の専門的な療育技術の習得のため、知的障害児施設や肢体不自由児施設、及び児童デイサービスの利用を促進します。
また、児童デイサービスを受けている障がいのある児童について、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満 18 歳に達した後においても、申請により、満 20 歳に達するまで引き続きその利用に係る給付費を支給します。
- イ. 在宅で生活する重症心身障がい児（者）に対し、適切なリハビリテーションや療育を提供し、日中の活動の場を確保する「重症心身障害児（者）通園事業」における日常生活動作等の療育、保護者等の家庭における療育技術の習得を推進します。

②障がい児保育の充実

- ア. 特別支援学校や障がい児福祉施設との連携をさらに密にし、専門的な知識を習得し、保育所職員の資質の向上を図ることにより、適正な助言、指導を行います。
- イ. 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、保育所において集団保育が可能な障がいのある児童について柔軟に受入れ、その成長を促進し、健全育成を図ります。



-
- ウ. 共働き家庭など留守家庭のおおむね 10 歳未満の児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がいのある児童の受入れを促進します。
- エ. 市内の全放課後児童クラブでの、障がいのある児童の受け入れのための環境整備を図るとともに、指導員の研修の充実や受け入れのための施設整備を行います。
- オ. 放課後児童クラブにおいて、専門の資格を持つ指導員を配置しているクラブについて、障がい児受入推進事業補助金を交付し、障がいのある児童の受入れを促進します。
- カ. 病気の回復に至らないが、当面の急変が認められない場合、小学校 3 年生までの児童について、勤務などの理由で保護者が家庭での育児が困難な場合、一時的に保育・看護を行います。
- キ. 発達障がい者支援専門員派遣事業の普及を図ります。



(2) 特別支援教育の充実

現状と課題

障がいのある幼児児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの状態などに応じ、きめ細やかな教育を行う必要があります。

これまで、幼稚園には特別支援教育専任教員に加え、保育支援サポーターを、小・中学校には「学校いきいきプラン」支援員を配置し、特別な支援が必要な幼児、児童、生徒の支援を行ってきました。

また、就学相談会及び別府市障がい児適正就学指導委員会を開催し、障がいの状態に応じた就学のあり方を協議してきました。

さらに、進学や就職などの進路指導についても、きめ細やかな助言、指導を行ってきました。

今後も、一人ひとりの障がいの状態に応じた、きめ細やかな教育を行うとともに、特別支援学級担任や、特別支援教育コーディネーター等の資質の向上と、障がいの重複化・多様化に対応するための研修を行う必要があります。

また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいのある幼児児童生徒への対応が求められています。

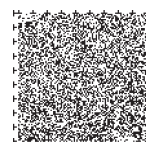
発達障がいのある幼児児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う必要があります。

➡➡ 施策の方向 ➡➡

障がいのある人への市民調査の結果、今後の希望について、障がい児では「進学したい」が31.4%を占めて最も多くなっています。また、障がいのある子どもの義務教育について必要なことは、「障がいに応じた専門的な教育」（25.0%）が最も多く、ついで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度」（17.0%）となっています。

また、保育所、幼稚園、学校に望むことは、「能力や障がいの状態に応じた専門的な指導をしてほしい」の割合が最も高く、ついで「まわり子どもたちの理解を深めるような交流の機会を増やしてほしい」、「相談体制を充実させてほしい」の順となっています。

これらのことから、障がいのある幼児児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、次の施策を行います。



①教育支援体制の整備

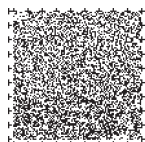
- ア. 幼稚園に特別支援教育専任教員、保育支援サポーターを配置し、小・中学校に「学校いきいきプラン」支援員を配置し、特別な支援が必要な幼児児童生徒の支援を行います。
- イ. 「別府市特別支援連携協議会」を設置し、学識経験者、教育、医療、療育、保健、福祉、労働関係のネットワークを構築し、情報交換や各種課題について意見交換等を行い、発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒に対する教育支援体制の整備を行います。

②相談体制の強化

- ア. 就学相談会及び別府市障がい児適正就学指導委員会を開催し、障がいの状態に応じた適正な就学のあり方を協議するとともに、進学や就職などの進路指導についても、きめ細やかな助言、指導を行います。
- イ. 一人ひとりのニーズに応じた適切な支援のため、就学前から学校卒業までの一貫した相談体制の強化に努めます。
- ウ. 特別支援学校と連携を図り、巡回相談員の派遣による専門的な立場からの支援を強化します。

③特別支援学級の充実

- ア. 特別支援学級においては、障がいの状態などに応じ、特別の教育課程や、特別な配慮をもって作成された教科書や教具等を活用して指導を行います。
- イ. 通常の学級に在籍する、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいのある児童生徒については、障がいに応じた、学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別な支援を行います。

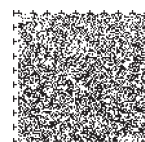


④教員の資質の向上

ア. 特別支援教育担当者等研修会及び特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、障がいのある幼児児童生徒に対する個別の支援や連携のあり方についての理解を深めます。

イ. 小学校又は中学校教諭の免許状の取得を希望する者には、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設での介護等の体験が義務付けられていることから、現職教員についても、障がいのある幼児児童生徒の理解のための研修等を実施し、教職員等の資質向上を図ります。

また、特別支援教育に携わる人材の確保と適正配置に努めます。



(1) 芸術・文化活動の振興

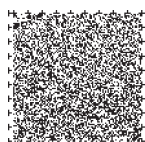
現状と課題

障がいの有無にかかわらず、芸術・文化活動に参加することは、充実感や共感によって生活を豊かにし、また創作意欲は目標や達成感を生んでくれます。

これまで、「ときめき作品展」への参加や、文化講座とその作品展等の開催など、障がいのある人のニーズの把握に努めながら、芸術・文化活動の活性化に取り組んできました。

今後は、障がいのある人の芸術・文化活動への参加を活性化することはもちろん、物理的なバリアのため施設やその機会を利用できないことや、情報のバリアのため作品を十分に鑑賞できないことを解消し、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいのある人が芸術・文化活動等創造的な分野で活動ができるような支援が必要とされています。

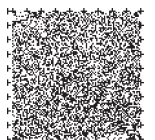
また、芸術・文化活動への参加により、創作への努力や才能が新しい就労へと繋がる視点からも、芸術・文化活動の充実と活性化が必要とされています。



》》 施策の方向 》》

障がいのある人への市民調査の結果、休日などの自由時間における社会活動等への参加状況は、「旅行」の割合が最も高く、ついで「趣味やサークル活動」の順となっています。また、休日などの自由時間に今後も続けたいこと、始めたいことについても、同じ結果となっています。このことから、「趣味やサークル活動」と重なる部分が多いであろう「芸術・文化活動」を振興するため、次の施策を行います。

- ①「ときめき作品展」はもちろん、地域に限らず様々な作品展への鑑賞や出品を機会あるごとに促進します。
- ②パソコン教室を実施し、インターネットによる芸術・文化の情報取得を支援します。
- ③芸術・文化講座を実施し、芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
- ④市が主催する生涯学習の講座等への参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず開催される様々な講習会等への参加を促進します。
- ⑤芸術・文化施設等における、物理的なバリア、情報のバリアの解消を図っていきます。



(2) スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

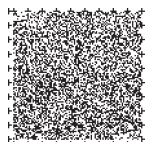
障がい者スポーツは、障がいのある人にとって、健康づくりや機能回復、自立意欲の向上を図る上で、大変重要な役割を果たします。

また、スポーツ観戦や、レクリエーション・余暇を楽しむことは、障がいの有無にかかわらず、生活を豊かにし、希望や夢を育む重要な役割を果たします。

これまで、「大分県障がい者スポーツ大会」など各種のスポーツ大会への参加を促進し、支援を行ってきました。

また、障がい者スポーツ教室を実施し、健康づくりや機能回復を促進し、スポーツを楽しむ者同士の交流の機会をつくってきました。

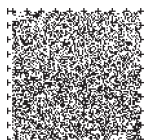
今後は、障がいのある人が、スポーツに参加できる機会を増やし、スポーツを行う障がいのある人の裾野を広げ、施設整備やスポーツ大会等の運営にあたって合理的配慮が行われるようにするなど、必要な環境整備を行い、障がいの有無にかかわらず、誰もがそれぞれの個性やニーズに応じた活動を楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興を図っていく必要があります。



》》 施策の方向 》》

障がいのない人への市民調査の結果、障がいのある人に対する理解を促進するために必要な取り組みについて尋ねたところ、多くの人が『スポーツ、レクリエーションなどを通してふれあいの機会を増やす』ことが必要と答えています。このことから、スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、次の施策を行います。

- ①「大分県障がい者スポーツ大会」など各種のスポーツ大会への参加を促進し、支援します。
- ②障がい者団体や家族の会が開催する各種のスポーツ大会を支援します。
- ③水泳教室や卓球教室等を実施し、健康づくりや機能回復を促進し、スポーツを楽しむ者同士の交流の機会をつくれます。
- ④施設整備やスポーツ大会等の運営にあたって、合理的配慮が行われるよう推進します。
- ⑤障がいのある人となない人とが共に同じスポーツを楽しむバリアフリースポーツの振興のため、その指導者とボランティアの確保に努めます。
- ⑥「大分国際車いすマラソン大会」への参加、観戦を促進し、国際交流を推進します。

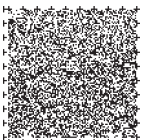


(1) 障がい者の権利擁護の推進

現状と課題

障害者基本法第3条において、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されています。

これまで、障がいのある人の権利の擁護及び障がいのある人に対する差別の防止を図り、障がいのある人の自立及び社会参加を支援すること等により、障がい者福祉を増進してきましたが、今後とも、より一層、障がいのある人の権利擁護の推進を図るとともに、ますます障がいのある人の社会参加が進展する中で、様々な問題から障がいのある人の権利を擁護する仕組みを充実させる必要があります。



》》 施策の方向 》》

障がいのない人への市民調査の結果、身近な社会での障がいのある人への差別や偏見の存在について、63.9%の人が『ある』『多少ある』と答えています。特に20代では、43.6%の人が『ある』、38.5%の人が『多少ある』と答えています。

また、「障害者」という表記については、『差別的な言葉である』と答えた人が11.8%、『違和感がある』（14.5%）、『多少、違和感がある』（25.9%）となっており、半数以上の人々が『差別的』あるいは『違和感』のイメージを持っています。

また、障がいのある人への市民調査の結果、日中活動の場について困っていることは、「学校、職場、施設での人間関係が難しい」の割合が最も高く、ついで「賃金や待遇が不満」、「学校、職場、施設での理解や配慮が足りない」の順となっています。

また、差別・偏見や疎外感の経験を障がい児・者別にみると、「ある」と回答した人の割合は障がい児で60.0%と、障がい者（28.7%）を大きく上回っています。

これらのことから、障害者基本法第3条の規定を遵守するため、次の施策を行います。

①障がいのある人が生活の様々な場面で、権利利益を侵害されることなく安心して日常生活を送れるよう、自立支援協議会を中心とした関係機関、団体などとのネットワークにより、権利擁護や権利行使を支援します。

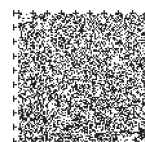
②「差別をなくす市民の集い」、「人権を守る市民の集い」、「身近な人権講座」等の講演、講座等を実施し、障がいのある人の権利擁護及び差別の防止を図ります。

③成年後見制度の利用促進

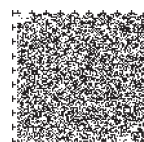
ア. 成年後見制度による支援を必要とする知的障がい者、精神障がい者等に対し、市の広報誌やホームページによる情報提供等により、その利用の促進に努めます。

イ. 成年後見制度の利用について、その申し立てに要する費用を支援します。

④障がいのある人が適切に選挙権を行使できるよう、投票に際して必要な支援を行い、障がいのある人が投票しやすい環境づくりを促進します。



參考資料

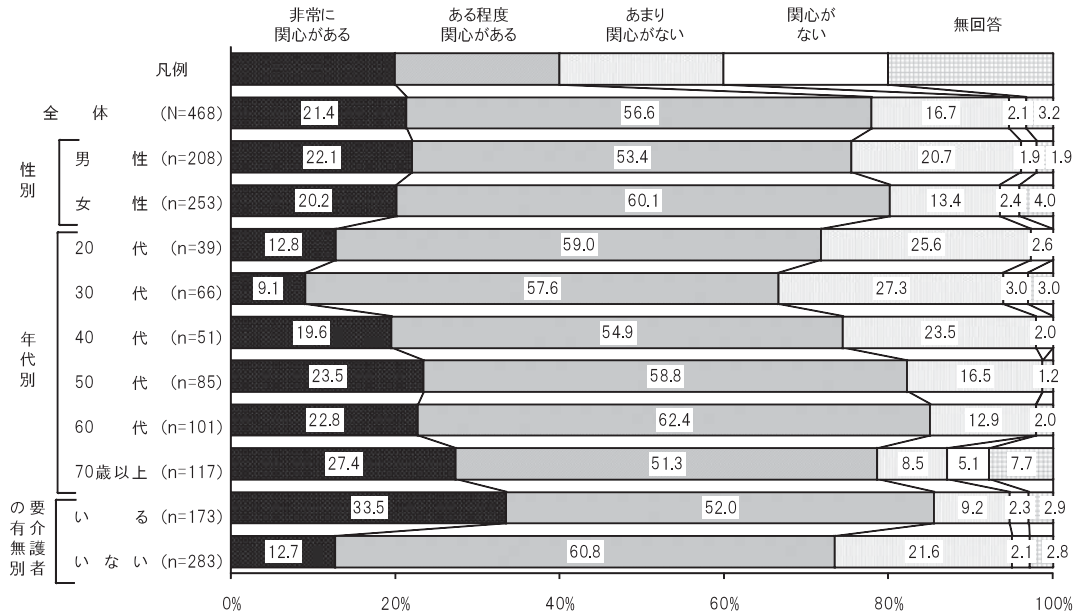


1. 実態調査結果（グラフ編）

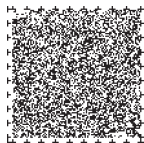
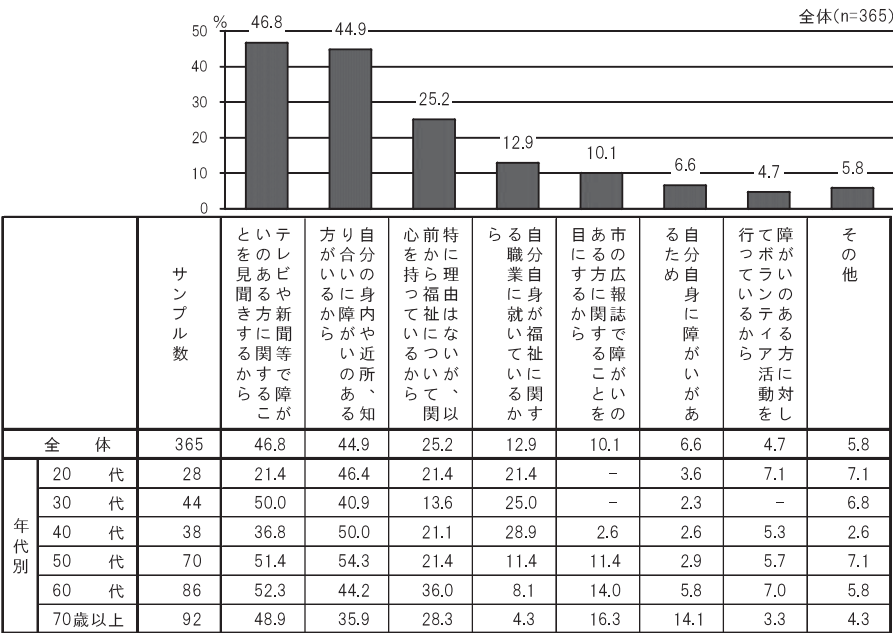
（1）障がいのない人への市民調査の結果

①障がい者福祉について

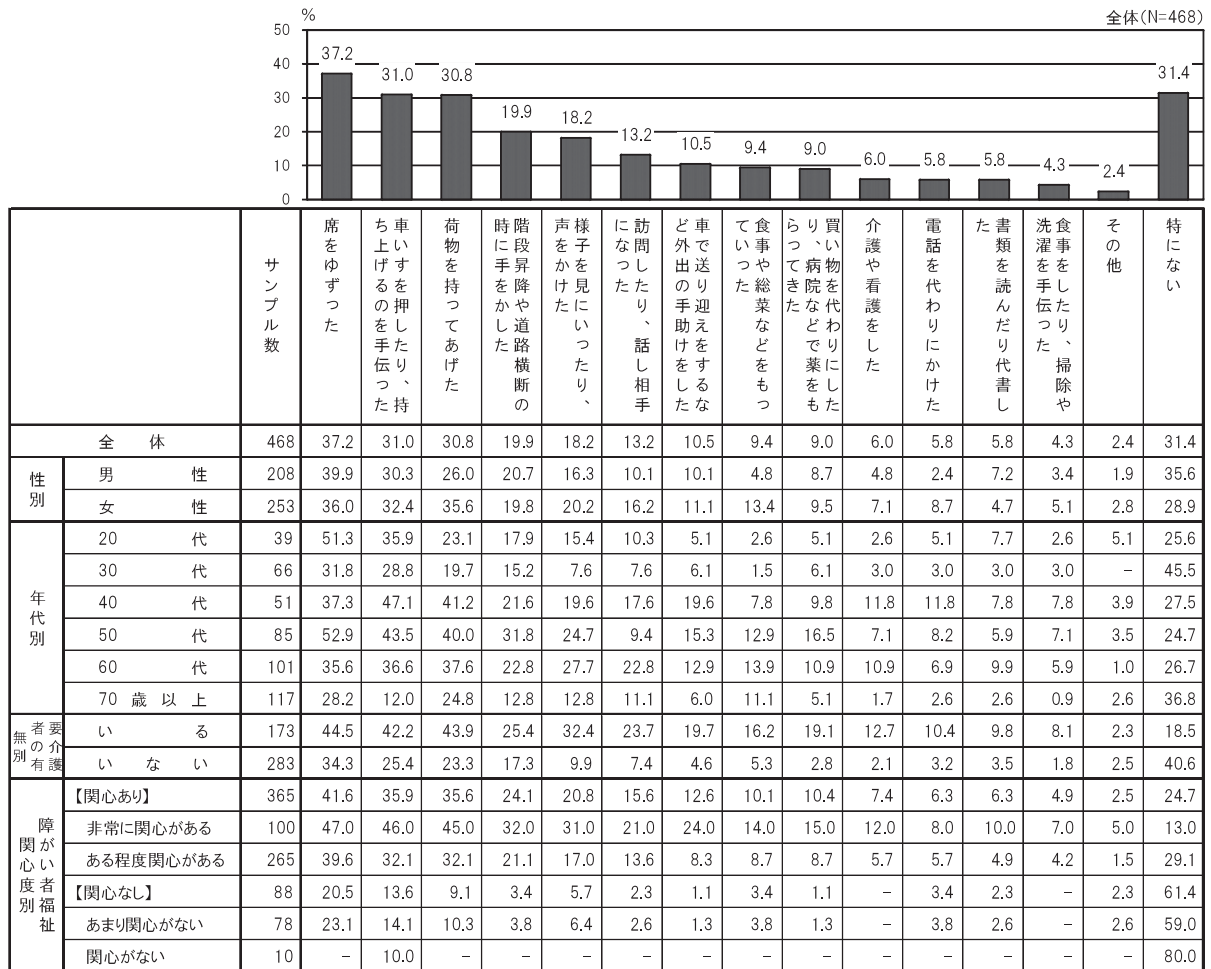
【問5. 障がい者福祉への関心度】



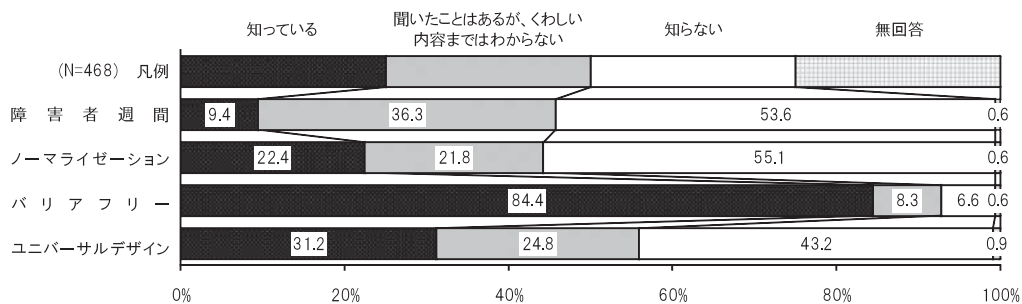
【問5-1. 障がい者福祉に関心のある理由】



【問4. 障がいのある方への手助けの経験】

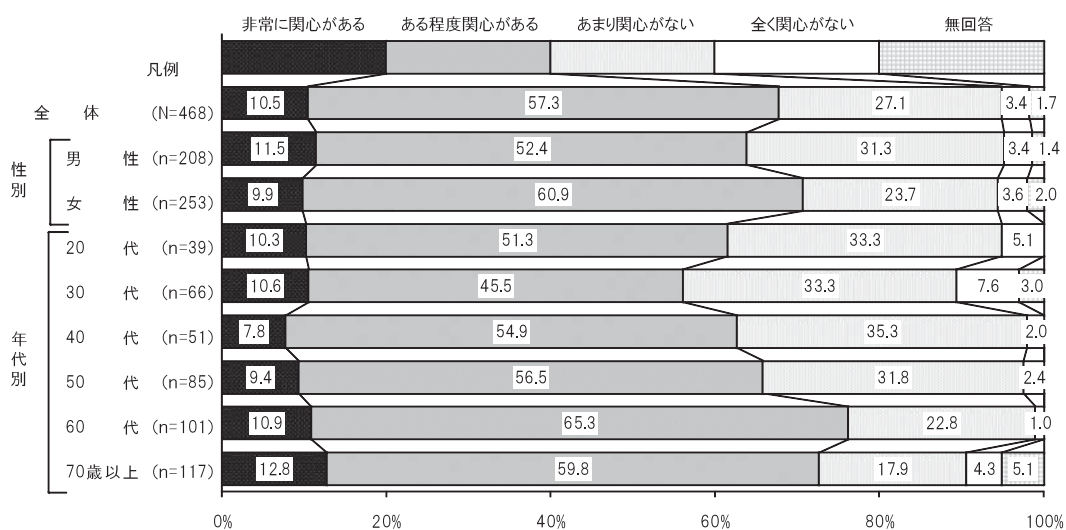


【問6～9. 障がい者福祉に関する用語の認知状況】

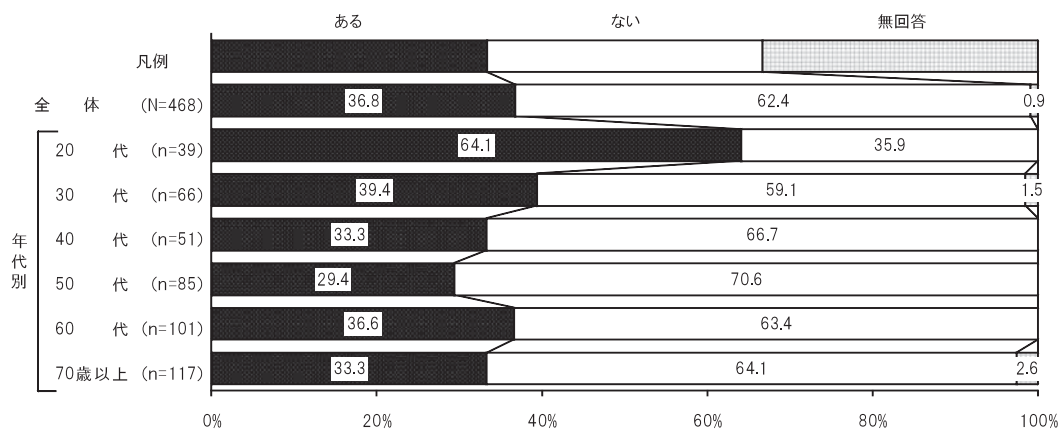


②ボランティア活動について

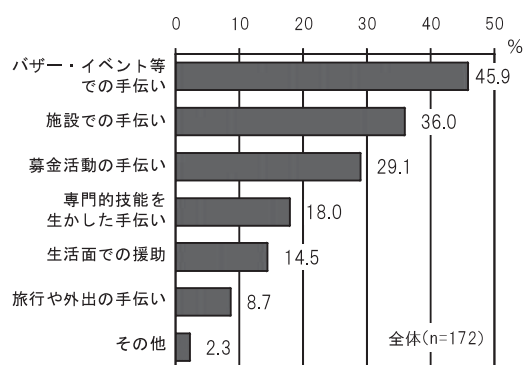
【問 10. ボランティア活動への関心度】



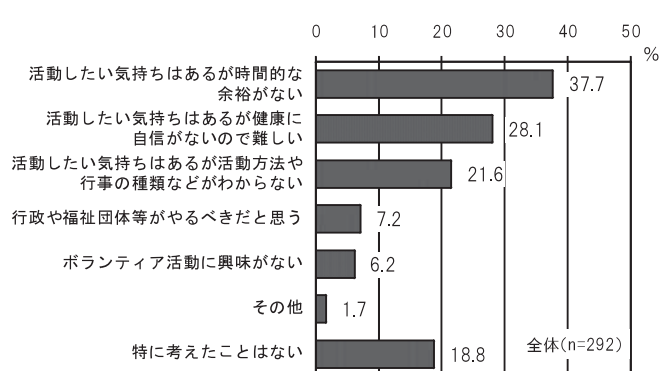
【問 11. ボランティア活動の経験】



【問 11-1. ボランティア活動の内容】

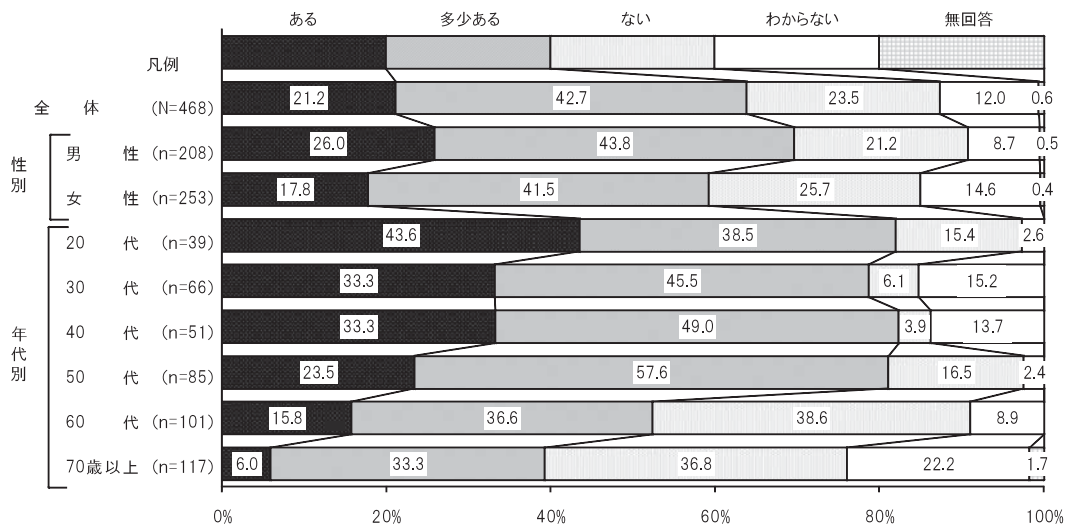


【問 11-2. ボランティア活動についての考え】

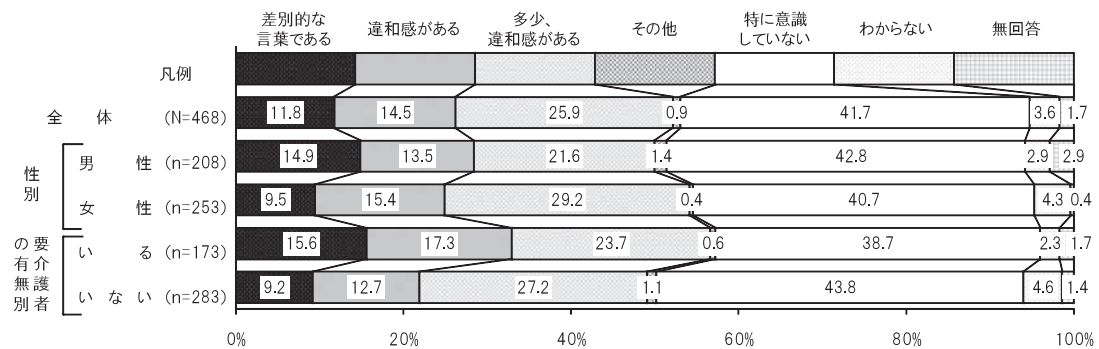


③差別や偏見について

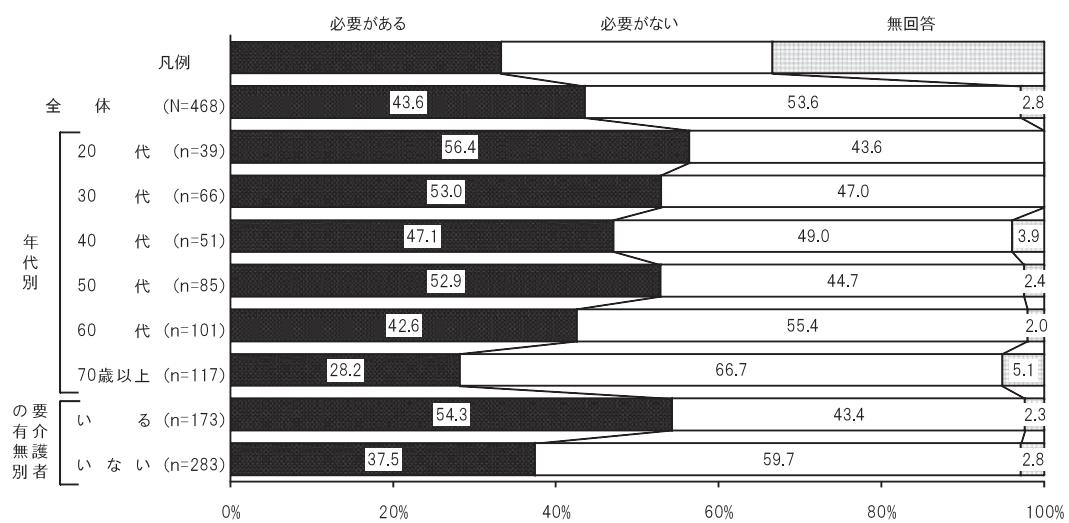
【問 12. 身近な社会での障がい者への差別や偏見の存在】



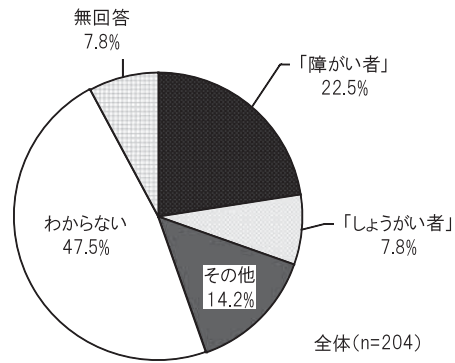
【問 13. 「障害者」という表記について】



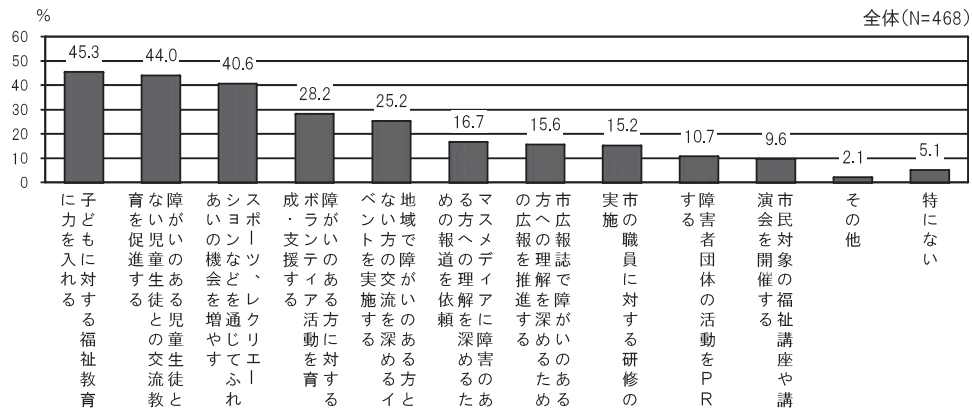
【問 14. 「障害者」という表記の変更の必要性】



【問 14-1. 「障害者」に代わる、適当と思われる表記】



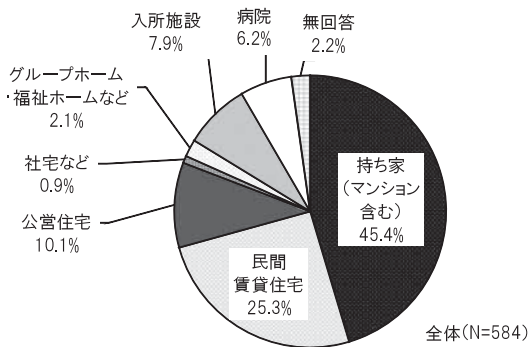
【問 15. 障がい者に対する理解を促進するために必要な取り組み】



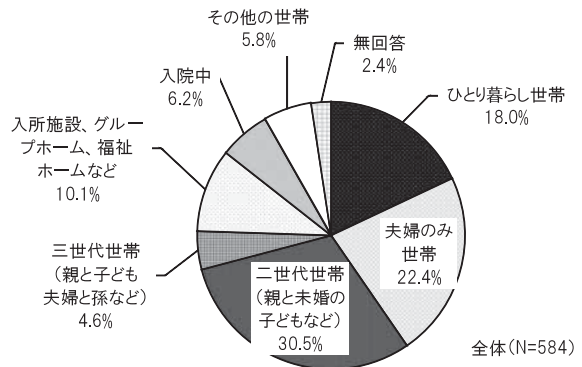
(2) 障がいのある人への市民調査の結果

①生活について

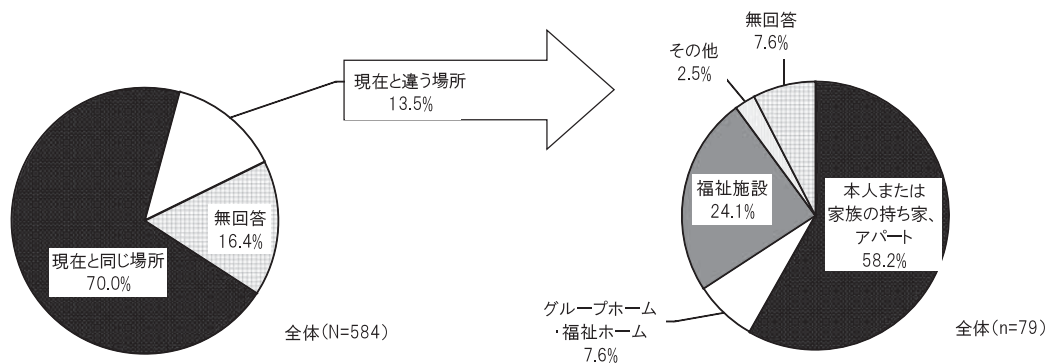
【問5. 現在の生活場所】



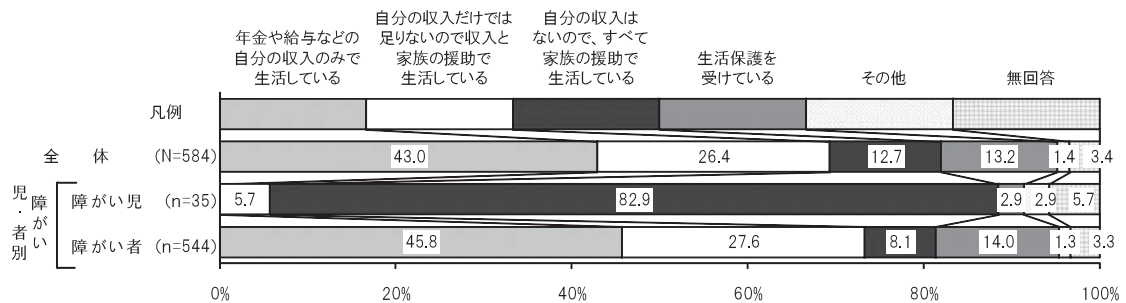
【問6. 世帯構成】



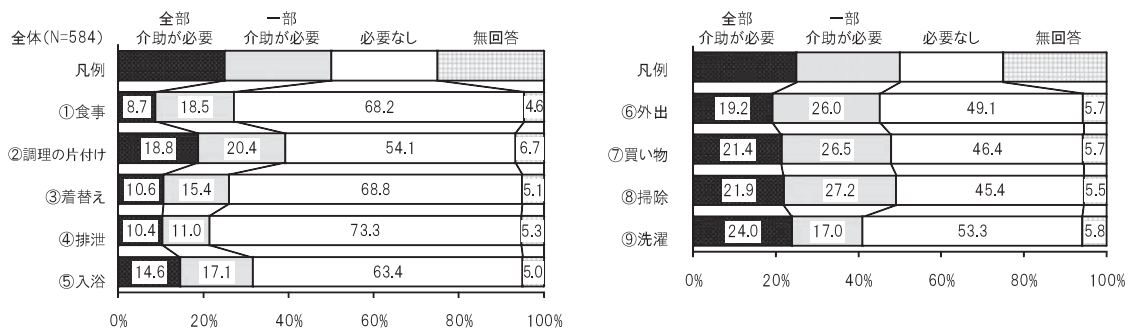
【問7. 今後暮らしたい場所】



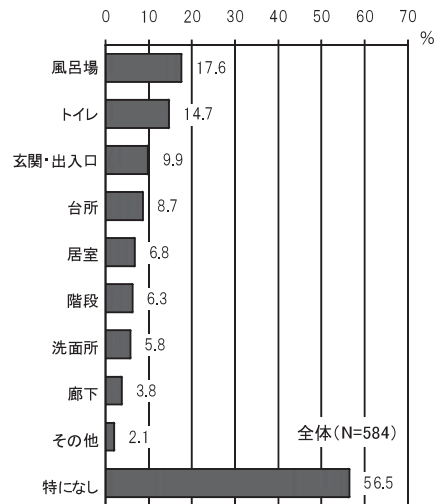
【問8. 収入】



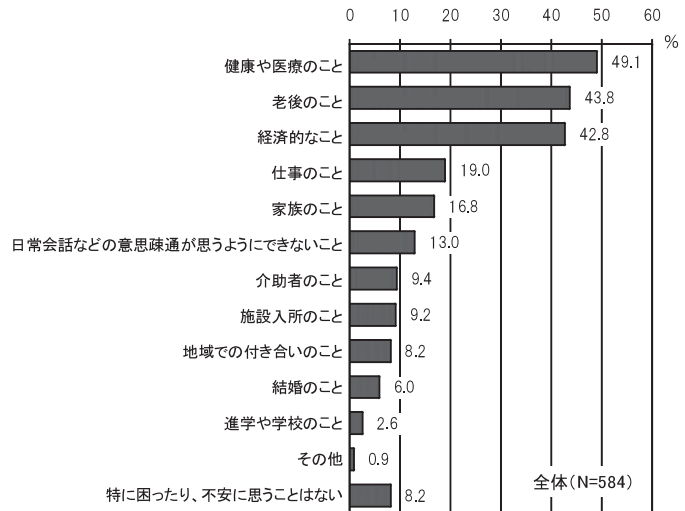
【問9. 日常生活における介助の必要度】



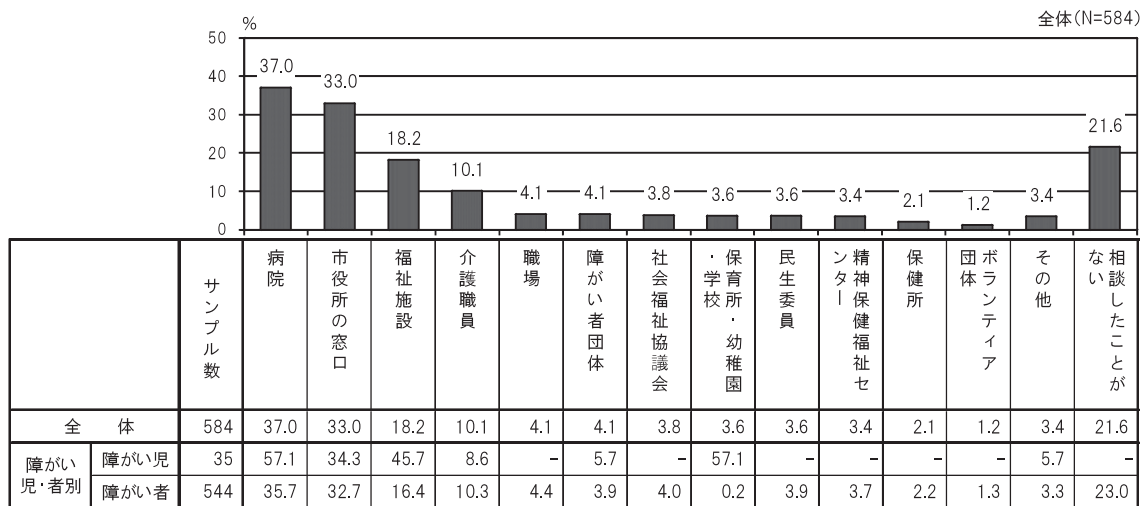
【問 10. 現在の住まいで改造したいところ】



【問 11. 困ったり、不安に思っていること】

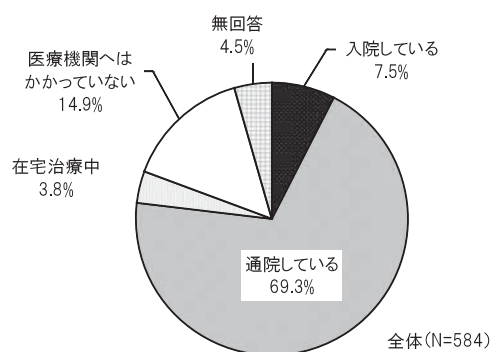


【問 12. 相談相手】

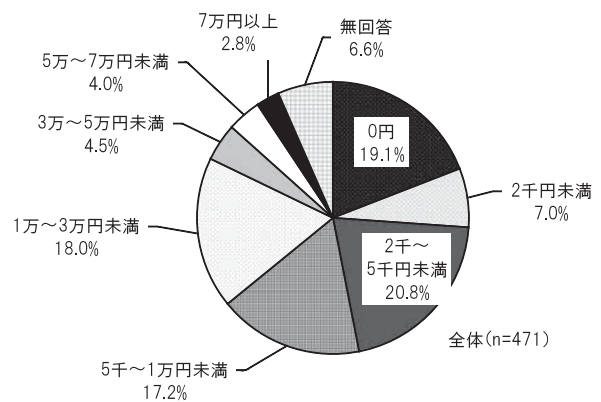


②医療機関への受診状況について

【問 13. 現在の医療機関への受診状況】

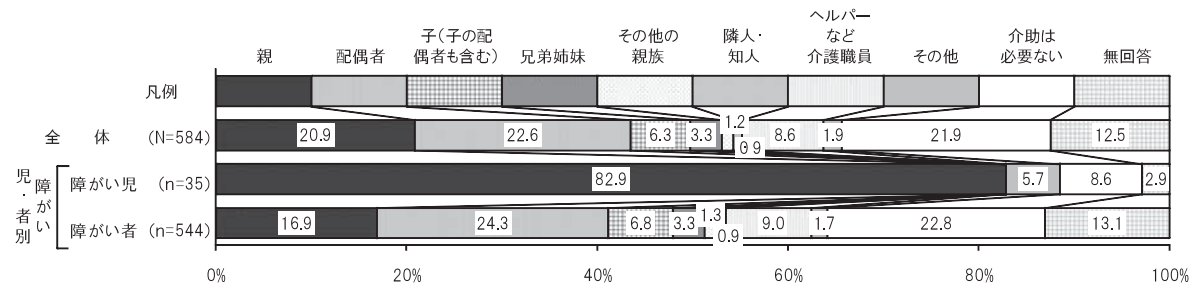


【問 14. 平成 22 年 9 月の医療費の自己負担額】

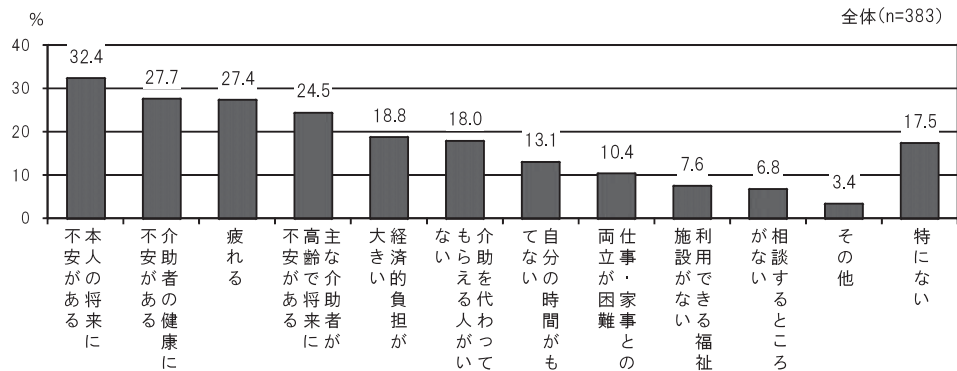


③ 介助者について

【問 15. 主な介助者】

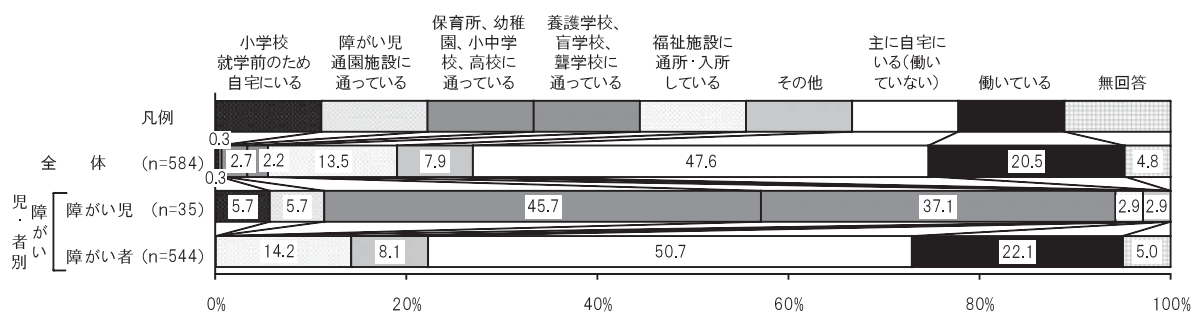


【問 16. 主な介助者の悩みや問題点】

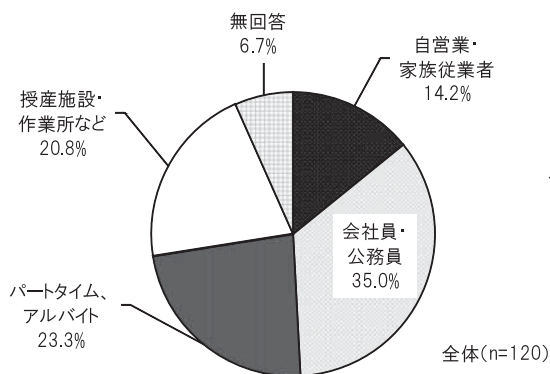


④ 教育・仕事について

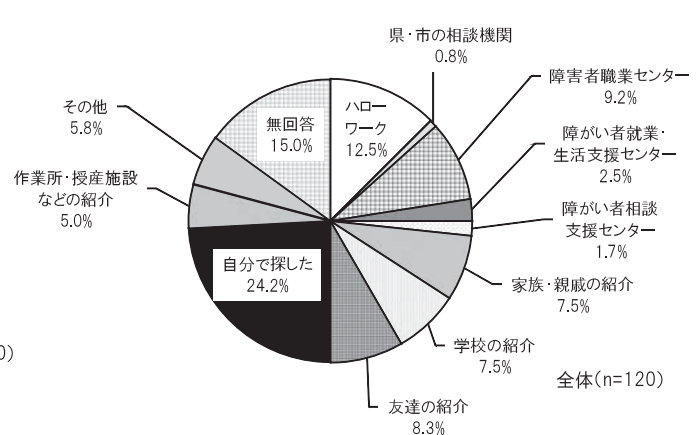
【問 17. 平日の過ごし方】



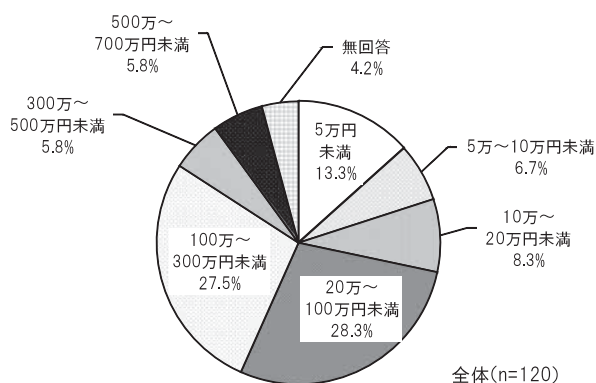
【問 18. 就労形態】



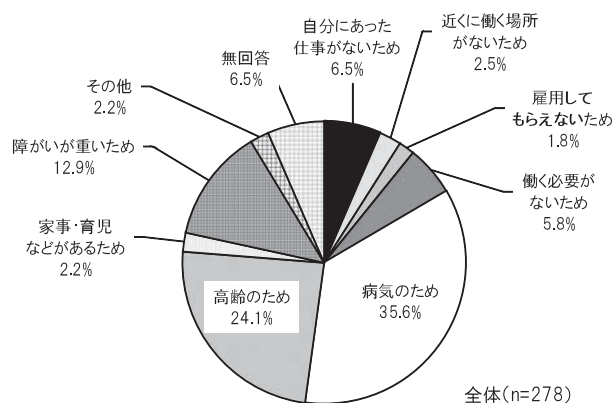
【問 19. 仕事をみつけた場所】



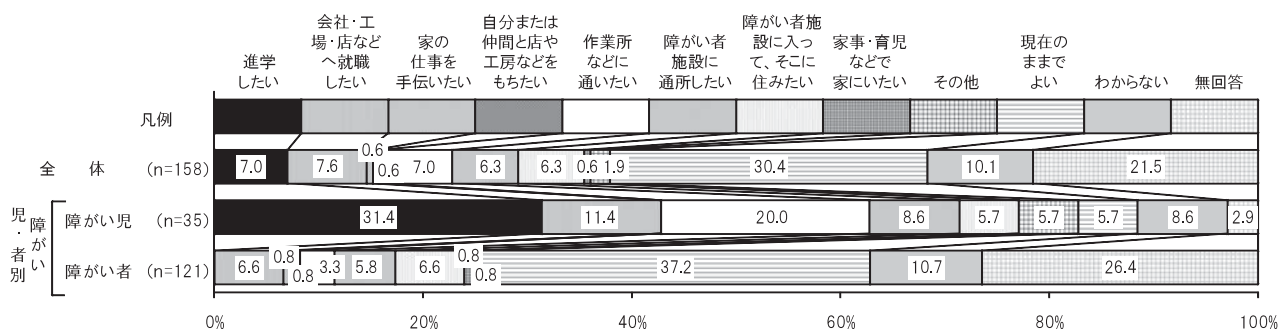
【問 20. 仕事による年間の収入】



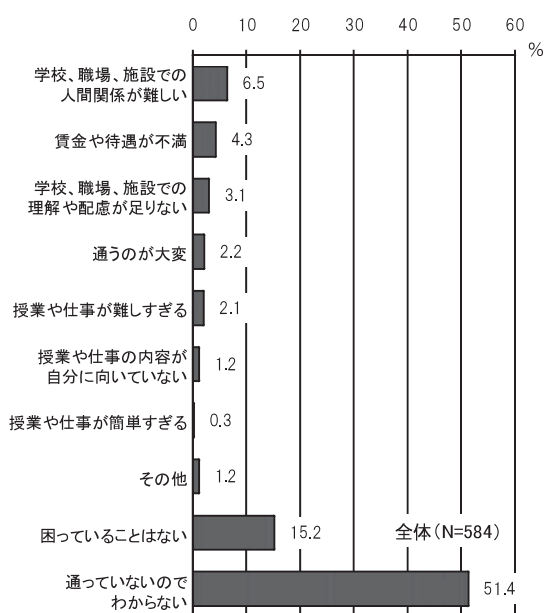
【問 21. 自宅にいる理由】



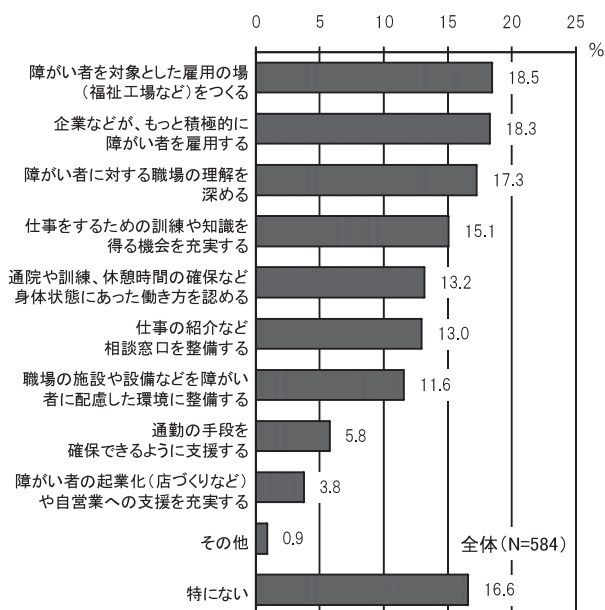
【問 22. 今後の希望】



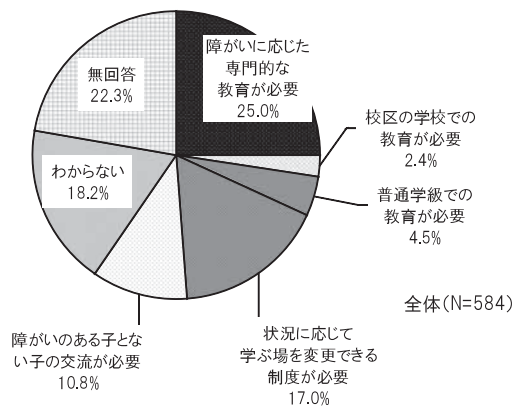
【問 23. 日中活動の場について困っていること】



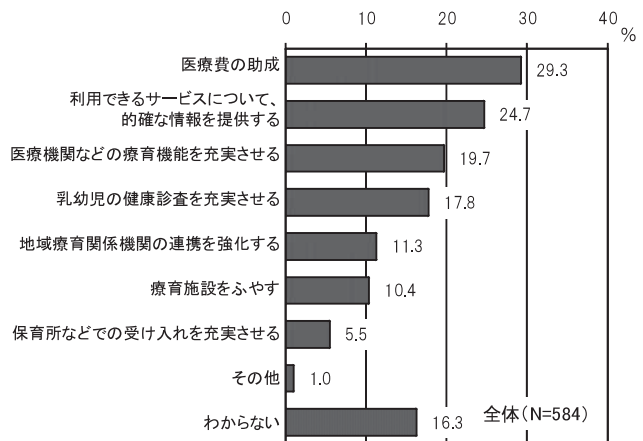
【問 24. 障がいのある人が働くために必要な条件】



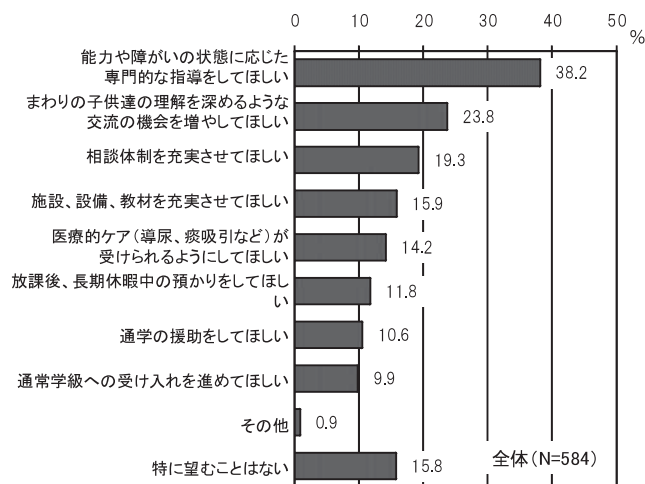
【問 25. 障がいがある子どもの義務教育について】



【問 26. 早期発見、早期療育、早期医療を充実させるために必要なこと】

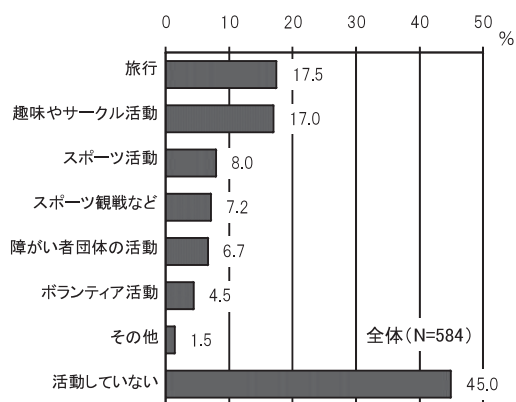


【問 27. 幼稚園、保育所、学校に望むこと】

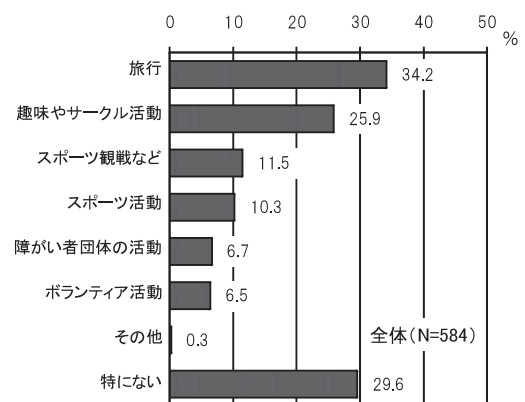


⑤余暇・社会参加について

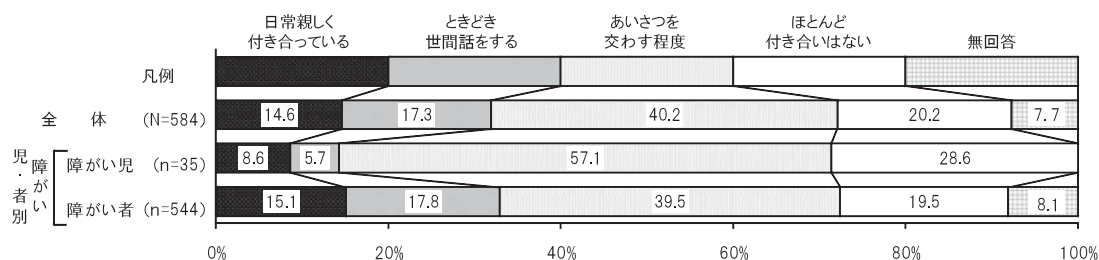
【問 28. 社会活動等への参加状況】



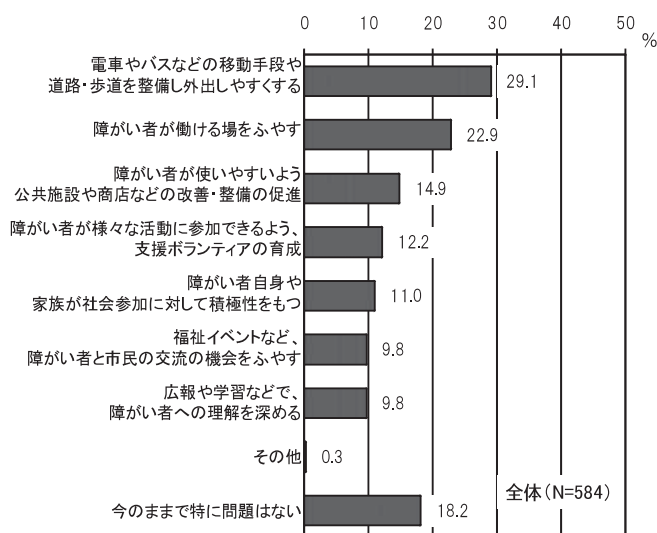
【問 29. 自由時間に今後も続けたいこと、新しくやりたいこと】



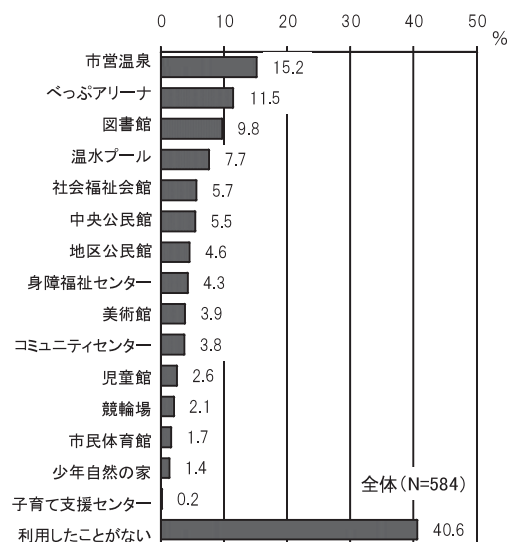
【問 30. 近所づきあい】



【問 31. 地域や社会活動に参加するために必要なこと】

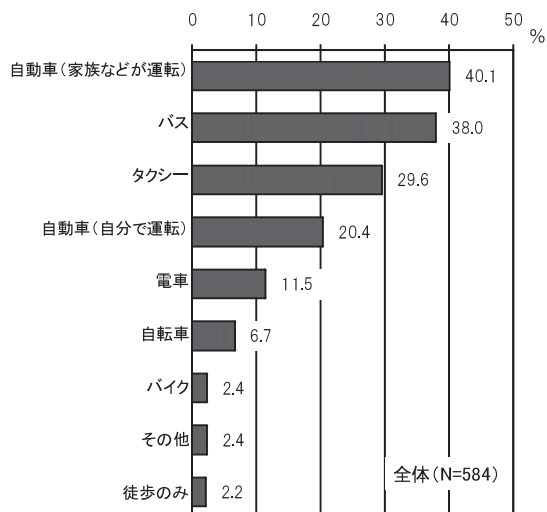


【問 32. 利用しやすいと感じた市立施設】

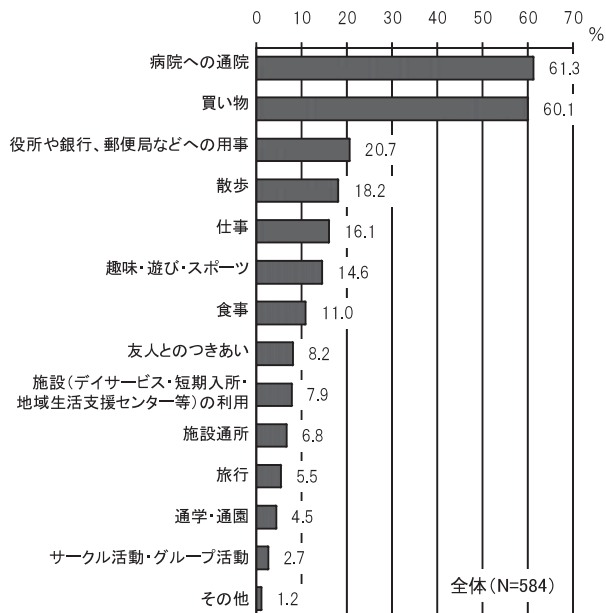


⑥外出について

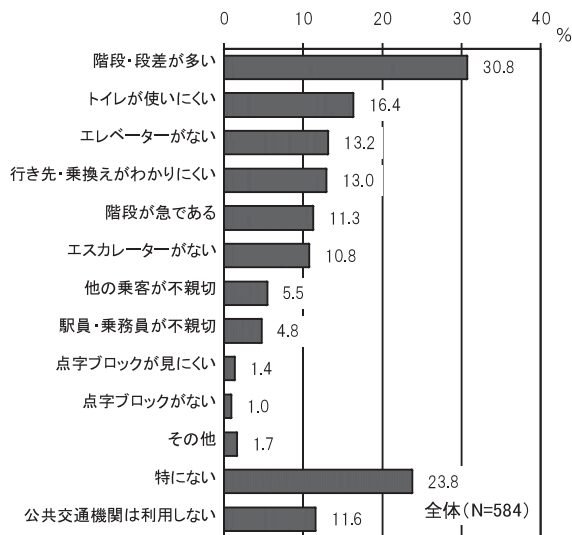
【問 33. 外出時の交通手段】



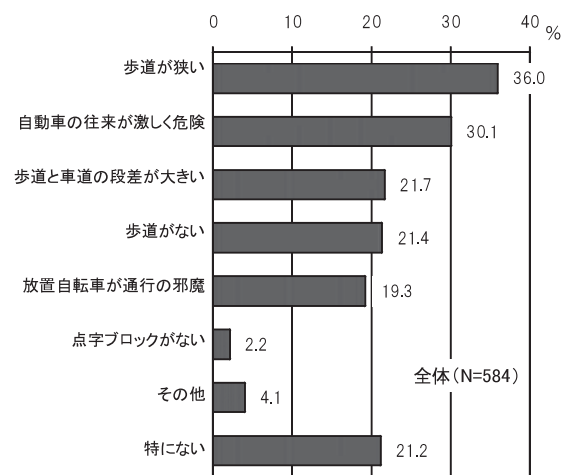
【問 34. 外出の目的】



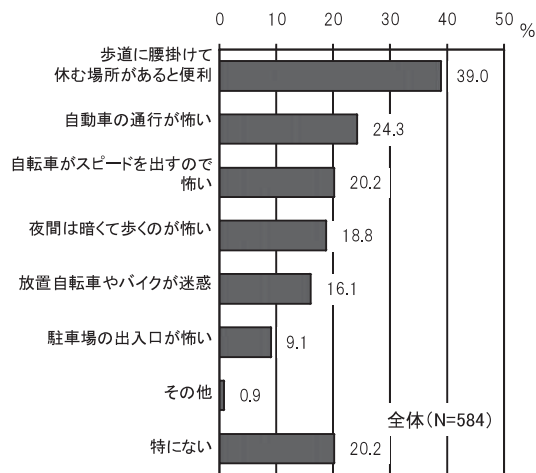
【問 35. 公共交通機関を利用する際の困難点】



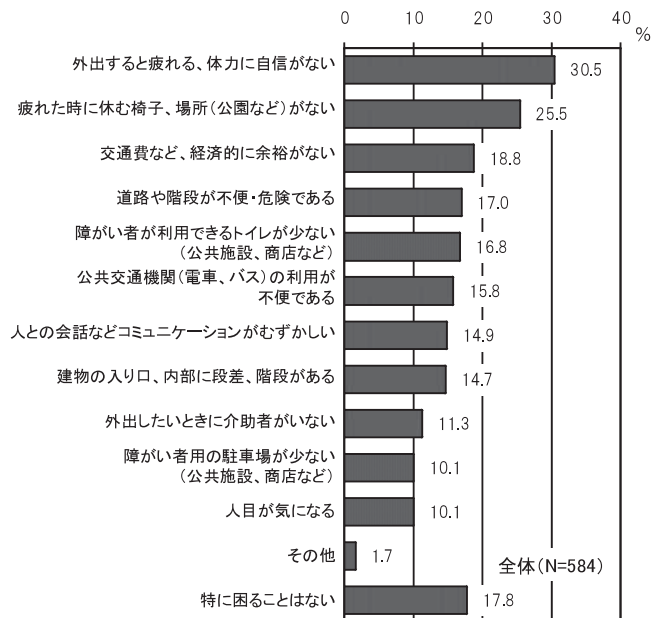
【問 36. 歩道などを歩く際に感じること】



【問 37. 商店街などを歩く際に感じる点】

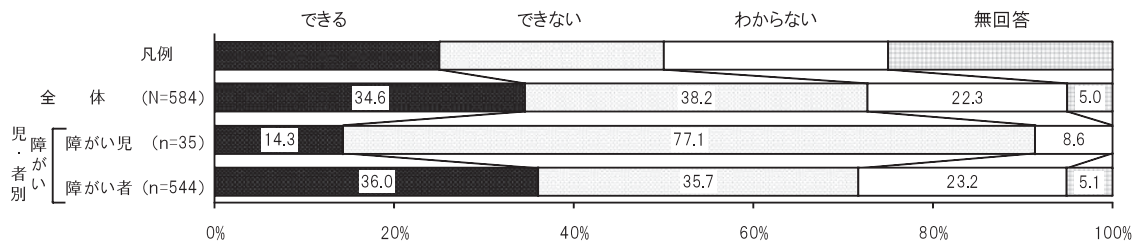


【問 38. 外出で困ること、外出できない理由】

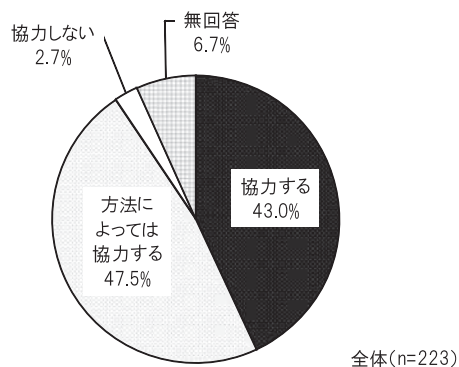


⑦災害時の対応について

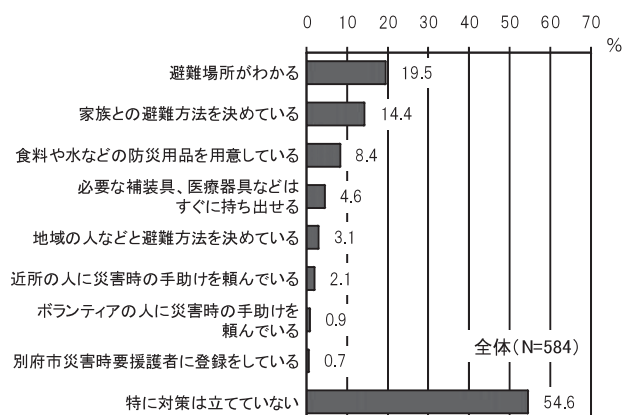
【問 39. 災害時におけるひとりでの避難】



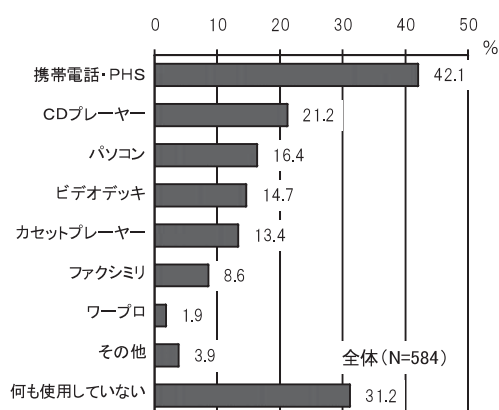
【問 40. 災害時でひとりで避難ができない人の情報告知】



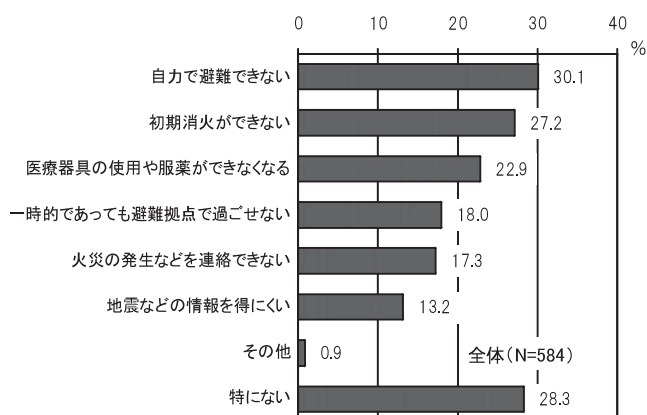
【問 41. 災害時の対策】



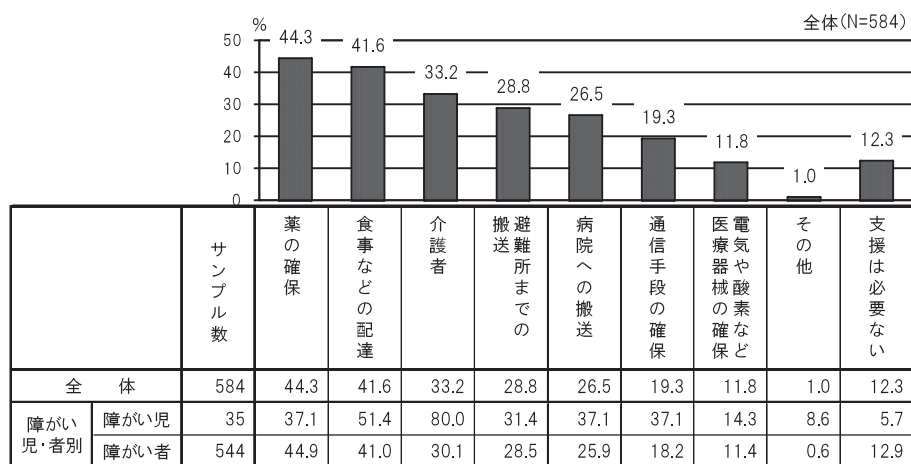
【問 42. 情報機器の利用状況】



【問 43. 災害時に障がいがあることで感じていること】

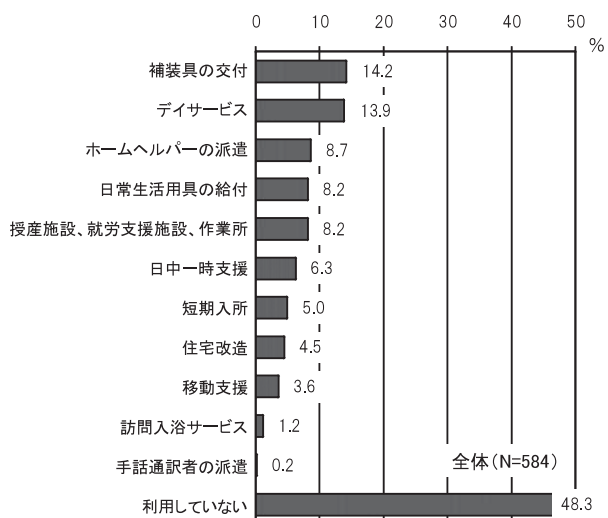


【問 44. 災害時に必要な支援】

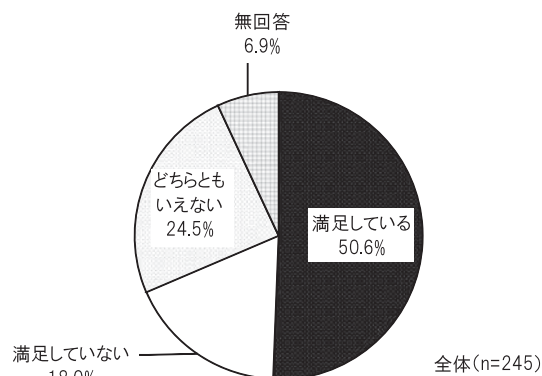


⑧福祉サービスについて

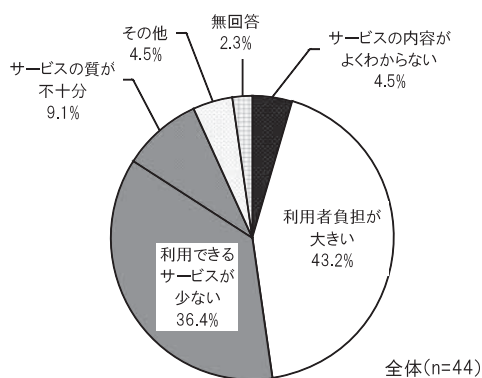
【問 45. 利用経験があるサービス】



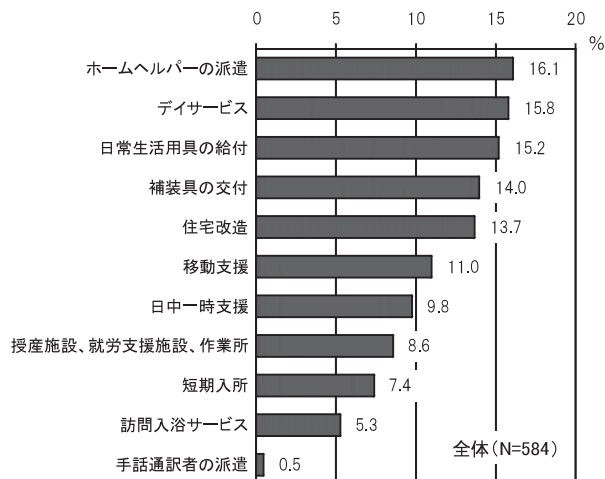
【問 46. サービスの満足度】



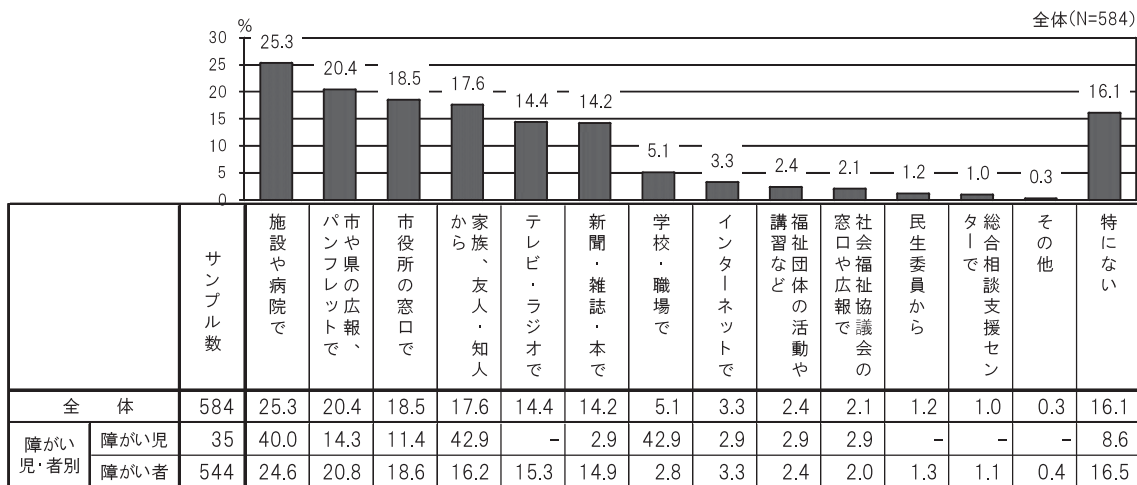
【問 47. サービスに満足していない理由】



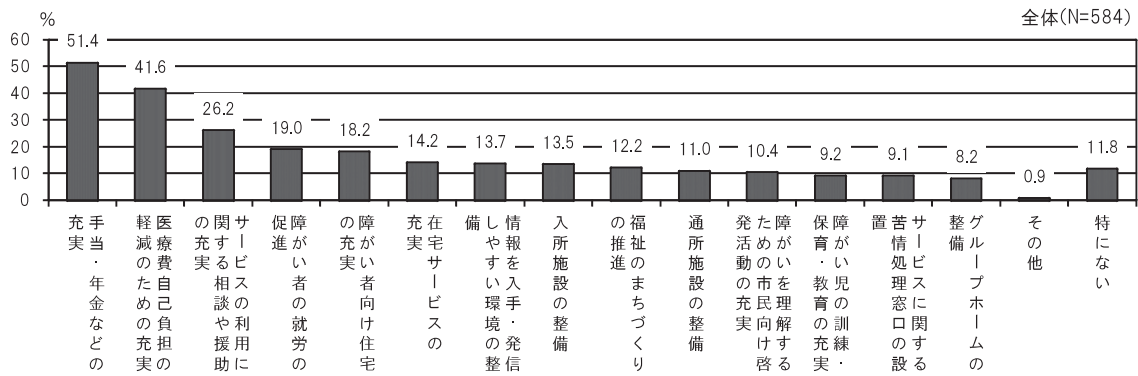
【問 48. 今後利用したい福祉サービス】



【問 49. 情報の入手先】

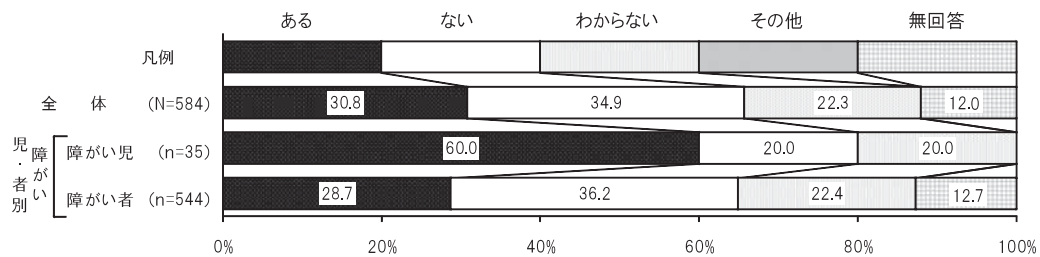


【問 50. 力を入れてほしい福祉施策】

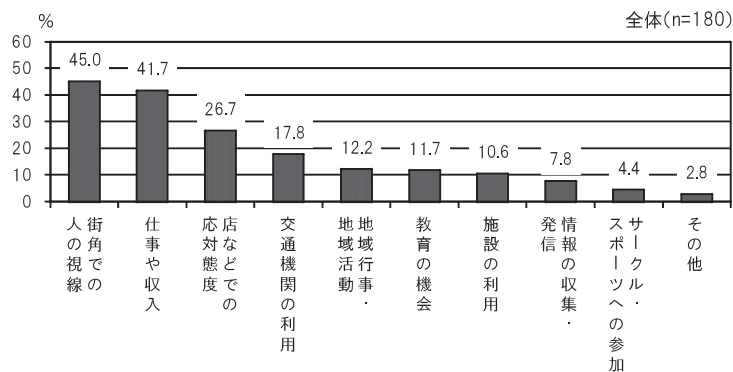


⑨理解促進について

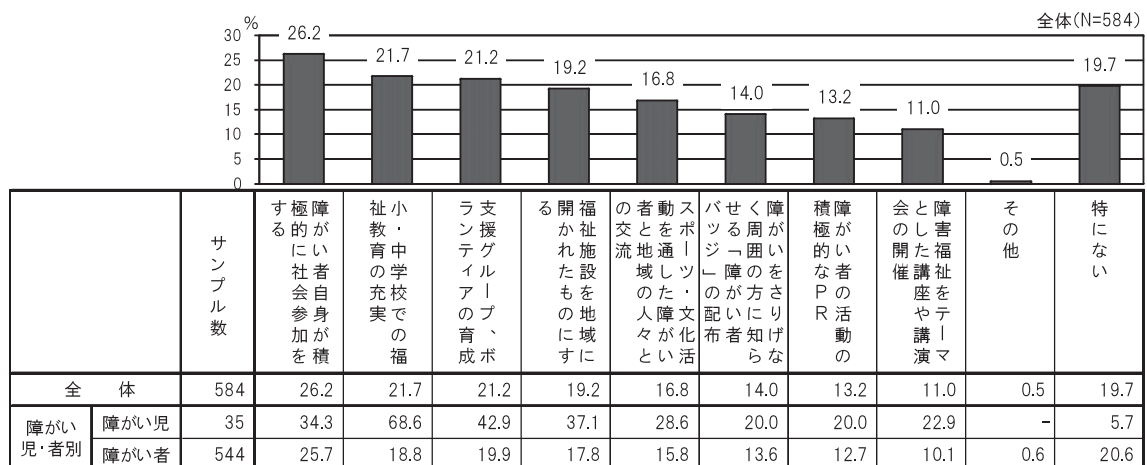
【問 51. 差別・偏見、疎外感の経験】



【問 52. もっとも差別・偏見、疎外感を感じるころ】



【問 53. 障がい者への理解促進のために力を入れるべきこと】



2. 別府市障害者自立支援協議会設置要綱

別府市障害者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 4 月 2 日

別府市告示第 115 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 1 号に掲げる事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、別府市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 相談支援事業における困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業又は障害福祉サービス事業を行う者及びその関係者
- (2) 保健、医療、教育、企業、老人クラブ、自治会等の関係者
- (3) 障害者関係団体に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

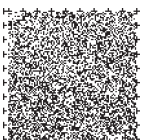
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 協議会の会議（「以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の協議事項について調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

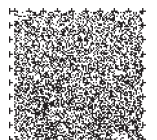
(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(委員の任期等に関する経過措置)

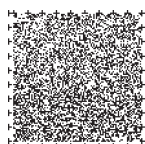
2 この要綱の施行の際現に別府市障害者自立支援協議会・障害福祉計画策定委員会委員に委嘱されている者は、この要綱の施行の日に、要綱第3条第2項の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなされた者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。



3. 別府市障害者自立支援協議会 委員名簿

団体・事業所名	氏 名	備考
大分障害者職業センター	青柳 智夫	
別府公共職業安定所	佐原 溶子	
大分県東部保健所	高倉 敬子	
大分県立南石垣支援学校	古長 俊重	
別府市自治委員会	塩地 奎三郎	
別府市民生委員児童委員協議会	片山 一子	
別府市老人クラブ連合会	玉田 正代	
社団法人 大分県別府市医師会	繁野 正幸	
別府商工会議所	森澤 裕光	
別府市身体障害者福祉団体協議会	井脇 優守	副会長
別府市手をつなぐ育成会	田川 収一	会長
NPO法人 星座オリオン	衛藤 照和	
福祉フォーラム I N別杵速見実行委員会	丸子 博司	
地域包括支援センター	大城 君子	
(社福) 別府市社会福祉協議会	片岡 壮之	
(社福) 太陽の家	中尾 啓二	
(社福) 農協共済別府リハビリテーションセンター	田金 裕昭	
(社福) 別府発達医療センター	首藤 辰也	
(社福) みのり会	弘中 哲哉	
別府市福祉保健部長	藤内 宣幸	



別府市障がい者計画

平成 23 年 3 月

別府市 福祉保健部 障害福祉課
〒874-8511 大分県別府市上野口町 1 番 15 号
TEL :0977-21-1111 (内 1162)
URL :<http://www.city.beppu.oita.jp/>

